

議 事 日 程

平成27年第1回浜中町議会定例会

平成27年3月12日午前10開議

日 程	議案番号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		町政執行方針
日程第 3		教育行政執行方針
日程第 4		一般質問

◎開会宣告

○議長（波岡玄智君） 前日に引き続き、会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員は、前日同様であります。

◎日程第2 町政執行方針

○議長（波岡玄智君） 日程第2 町長より平成27年度町政執行方針の表明を受けます。

町長。

○町長（松本博君） 平成27年度第1回浜中町議会定例会の開催に当たり、新年度における町政の執行の所信と主要施策の概要について申し上げ、町民の皆様並びに議員の皆様のご理解をいただきたいと存じます。

（町政執行方針説明あるも省略）

◎日程第3 教育行政執行方針

○議長（波岡玄智君） 日程第3 教育長より教育行政執行方針の表明を受けます。

教育長。

○町長（松本博君） 平成27年度第1回浜中町議会定例会の開催に当たり、新年度における教育行政執行の所信主要施策の概要について申し上げ、町民の皆様並びに議員の

皆様のご理解をいただきたいと存じます。

(教育行政執行方針説明あるも省略)

◎日程第4 一般質問

○議長（波岡玄智君） 日程第4 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

1 番田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） まず、本町を襲うであろうとされている巨大地震津波の規模に対する考え方について伺いたいと思います。地域防災計画は5百年間隔以下の規模である根室沖、釧路沖の地震津波マグニチュード8.3、震度vi強、津波高6.4mを想定して作成されております。しかしながら東日本大震災の教訓を踏まえ北海道が公表した規模は、3.11を上回るマグニチュード9.1で町内ほとんどの沿岸最大水位は15mを超える津波が押し寄せるという想定で、防潮堤を超えて10メートル以上の津波がこの町に襲い掛かると想定されます。つまり、テレビで見た3.11の映像がこの町と重なってしまいます。更に政府の地震調査研究委員会は、今後30年以内に震度6弱以上の地震に見舞われる確率を根室管内68%、釧路管内42%という数値を発表しました。この地震が懸念されている規模ではないとは言えず、この地震に備えるため、被災後の対策の一つでもできるときに実施していくことが必要であると考えます。津波対策については、どなたでも北海道が発表した津波ハザードマップをもとに考えます。しかしながらまちづくりという視点が入るとマップに疑念を持ち、過去の津波経験をもとにした考えになり、想定される大きな津波は来ないであろうとの考えに至ります。有識者・専門家よりも、様々な災害対策の対応にあたってきた町職員の考え方の方が正しいのではないかと考えになってしまいます。長年この地に暮らされてきた住民としての考え方としては、私も理解できるものでありますし、もし自分がそういう立場であったものとすれば自分がどういう考え方になるのか疑問の余地も残ります。しかし、そうしたしがらみとは別に3.11の被災状況、4年経過した被災地の状況、更に3.11後に見直した国・道の公表する数値等客観的に検証することも求められてしるべきであると考えます。この度の新庁舎建設に対する答申に対し反対とする最大に理由が、想定

される規模の津波災害が起こった場合最低でも3.11と同程度の被害状況になると思われることから、一般住宅は基礎だけになってしまい地盤によってはRC構造の建造物も倒壊し霧多布大橋に続く道路の決壊も考えられます。水が引いた後は陸も港も瓦礫で覆い尽くされてしまうというあの映像とどうしてもダブってしまいます。東日本大震災の状況を考えるといやでもこのように考えざるを得ません。この点についてどのように考えられているのか、それと湿原センターに設置されている500年間隔の大地震による津波が起こっているということを示す標本は、何のために展示しているのかという点につきましてもお聞きしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 一般質問中ですけれども会議を一時中止します。傍聴席が込み合っておりますので、整理します。

中止前に引き続き会議を開きます。一般質問に対する答弁をお願いします。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 3.11以降国等によって示されました数値等がございますが、本町においても人命を守るための対策が基本でありそれらのことが一番大切であると考えております。それと、湿原センターの標本であります但しこれにつきましては、学術標本であるとの認識でございます。

○議長（波岡玄智君） 1番田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） どのぐらいの規模になるかという規模に関して質問しましたが、避難対策、人命を優先するとのお答えで当然のことであると思います。60分しかございませんので、極力質問に的確に答えていただきたいと思います。

道が公表した、また、国が見直し作業をしている千島海溝地震つまり5百年間隔おき地震の規模ですね。これについては、あくまでも想定である。実際に起こってみなければわからないというそういうお考えでしょうか。その1点を先ず答弁いただきたいと思

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） あくまでも想定でございます。地域防災計画の中でも基本的には想定ということで、津波高並びにマグニチュードの設定がされております。

○議長（波岡玄智君） 1番田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） ここが多分かみ合わないんだと思うんですよ。先ほど私がいいましたが、客観的な視点に立ってみるため。ですから有識者等を入れた検討会議が必要

であるところから住民意見として出てくる訳ですよ。想定されている津波を想像した場合、たぶん電気や上下水道などのライフラインも断絶してしまい、その復旧には数か月は要するものと思われます。その間いつまでも避難所で過ごせるわけではなく、職員を含め町民の方々が生活するための仮設住宅が設置されます。長期に及ぶであろうことから、日常の生活物資が調達できる場所、内陸地区になると私は考えます。そこから職員が湯沸山に通勤することになります。住民が周りに住んでいない場所に役場庁舎が建っていて、そのような状況に仮に陥ったとしてもその後の復旧復興支援を含めた災害対策や通常の行政機能についても、支所やその他の行政機関との連携を取りながらしっかりと庁舎としての機能を進めることができるという答があります。そのような状況になった場合、今でも庁舎機能は維持できると考えておられますか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 庁舎の建設場所に関することであります。東日本大震災において東北3県が壮大な被害を受けました。仮に同規模の地震津波が本町に来た場合、当然、現在北海道あるいは国から示されている数値を見ますと浜中町の海岸一帯が浸水するということになると思います。ただ、そのような場合でも今回の庁舎建設の場所については、浸水域を脱する場所となつてございますのでその後の災害復興については行政機能としては支障はないと、今でもそのように考えて居るところでございます。

○議長（波岡玄智君） 1番田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 先ほど防災対策室長は、防災計画にもそのように書いてあるといいました。私が今聞いているのは、津波の規模のL1クラスについては防潮堤も機能しますし、避難についても時間的な猶予があります。それは計画通りでたぶん大丈夫なんだと思います。しかし私達この場所に庁舎を建設することに反対をしているものとしては、それを上回る地震が何時かはこの地に来るという認識の下で質問しておりますので、そのつもりで答弁をいただきたいと思います。

答申では、災害対策本部は海岸地区にあることが大前提であると記載されております。津波対策を進める場合にあつては、災害対策本部が海岸地域全体を把握できる状況のもとに、的確な対応を講じられる体制を構築することが不可欠でありこのことが海岸地域全員の住民の命をしっかりと守ることにつながると記載されております。そこで伺います。ここでいう海岸地域全体とは、どこからどこまでの地区を指しておられますか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） この海岸地区については、本町では散布地区から恵茶人地区の海岸一帯のことです。

○議長（波岡玄智君） 1 番田甫議員。

○1 番（田甫哲朗君） それでは、ここに記載されている把握できる状況というのは具体的にどのようなことを想定して書かれておりますか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 海岸地区を把握できるというのは、海岸地域に押し寄せる津波の高さや被害の状況を把握できるという意味です。

○議長（波岡玄智君） 1 番田甫議員。

○1 番（田甫哲朗君） 海岸地域全体を把握できるという意味ではないというふうに捉えてよろしいですか今の答弁。要するに海の状況が把握できると。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 今回計画している場所については、ほぼ全域が視野に入ります。ただし、散布地区については島影等になりますので、確認はできないと思いますけれども恵茶人地区海岸方面までは、一望できる範囲で確認できると思います。

○議長（波岡玄智君） 1 番田甫議員。

○1 番（田甫哲朗君） 目視できるという状況が把握できるという意味ととらえてよろしいですか。違っていれば後で修正願います。

今想定されている10メートルを超える津波、その到達時間が20数分という時間が示されております。この場合職員も含め、まず非難することが最優先であると私は考えます。その場合、地域避難計画にあるようなたとえば避難誘導を実施するとか、そういうものについては見直しをする必要がある部分もあるものと考えます。何度も言いますが、防災計画を策定した条件以上の津波を想定しておりますのでこういう質問になります。そこに想定外の事態に直面した場合でも、本部長の指示により臨機応変な対応が可能となると書いてあります。この想定外の事態とは具体的にどのようなことが考えられますか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 先ほどの目視の関係でございますけれども、最近の高感度のカメラや双眼鏡などもありますのでそれらで十分確認は可能であると思います。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） お答えをします。まず想定外ということでございますけれども、国は大きな指針を示しております、その中でL 1、L 2というのがあります。L 1は頻繁に来る津波です。今おっしゃっているのは、L 2津波ということですからそれはハード、ソフトそれはL 1で、いち早く逃げるといのはL 2に対する対応だと思っております。そんな意味で災害対策をする上では、目視できるというのは状況を確認できるということなんですね。町長が想定外のことに對しても、想定外というのは我々が防災対応で考えている以外のことが起きて、現場でもって直視してその折に本部長である町長が災害対策本部に指示して対応するということであり、状況においては、山の上へ上がって降りられない場合もありますけれども、そんな意味でも浸水域から逃れることのできる新庁舎でもってそういう状況で対応していくという意味であります。

○議長（波岡玄智君） 1番田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 私は、防災計画全てが今質問しているような状況で機能しないとは申しておりません。その意味において、この想定外という意味を自分なりに考えてみました。たとえば水門、陸閘がなんらかの理由で閉鎖できなくなったとします。もう時間がないというような場合、どう判断されるのか。また、避難道としている道路が、地震あるいは交通事故などによって、通行ができなくなるようなことだとして想定されていない事態だと思います。いずれの場合も1分、1秒ですよ。20数分という時間が限られている中で、そういう状況になった時に本部長の指示を仰いで行動することが臨機応変な対応と言えますか。臨機応変な対応とは、現場で判断してこそ臨機応変なんですよ。そもそも対策本部の本部長が、そのような現場で起こった事態を把握する手段というのはどのようなものが考えられますか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） ご質問にありました水門、陸閘が大津波によって時間がない中で閉鎖できないとなった場合についてはですね、現場で対応する職員についても避難時間を想定して閉めることができない場合は、即避難をするという取り決めになっております。また避難最中に、想定外の事情で走行できなくなったような場合につきましては、地域防災計画の中でも自分自身で避難していただくことしかないのかなと考えております。

それと臨機応変ということに関しまして、例えば避難誘導でも車の部分でもそうなん

ですが20分そこそこしかない時間の中で、最後まで各自で頑張るという認識ではございません。臨機応変というのはその辺の部分の状況判断を融通を利かせて、高台などに避難するというように尽きると思います。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） 通常の災害対策本部では、組織ですから町長を置いて各方面の状況を町長に報告するということをします。独自の対応ということになれば閉めるものは閉める。開けるものは開ける。それらの情報を町長に全て報告するということです。時間をかけずに、タイムリーに報告していきます。その上で、町長と周辺で判断していくというこういう形になろうかと思えます。

○議長（波岡玄智君） 1番田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） つまり目視は本部ではできないわけですから、無線と通信機器によって連絡を密にするということだろうと思えます。違ったら訂正してください。

例えば、湯沸山に避難施設を兼ねた防災センターを建設します。そして、内陸地区に本庁舎を建設したとします。霧多布支所は文化センターを利用したとします。その支所の規模については、防災上最低必要な職員数を考えてその規模を決めたとします。そうした場合、災害が発生し災害対策本部を設置するというふうになります。勤務時間内は、庁舎に災害対策本部を置き、防災センターを第2本部とし、また休日夜間は防災センターに対策本部を置き庁舎を第2本部とした場合、今言ったように衛星電話、無線などの通信機器が備わっているならば、対策本部が海岸地区になければならないという、機能できないというふうには私は考えません。

また、検討会議の顛末に防災センターと庁舎を分けた場合に、非常に経費がかさんで通常の産業振興や教育その他の施策に影響が出たなら、町民や行政も納得するものではないというそういうご意見がございました。これは概算であっても試算されてのご意見でしょうか。自分なりに試算したものですけれども、2つに分けた場合の話ですが町の財政が耐えられないほどになるというふうには私は考えておりませんので、その辺の見解をお聞きいたします。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 今回の庁舎建設につきましては、防災の中核拠点となる防災センターですね、それと役場庁舎を一体化するということです。決してその中に一時避難スペースを確保するということではございません。既存の役場庁舎の会議室が

かなりの収容人員を確保できる、800人や1,000人程度の住民の方の避難スペースは十分確保できるものと思います。事務所につきましても同様に考えられます。これが仮に、議員おっしゃるとおり浜中と霧多布に分けることによって余分なスペースを二つ作ることとなります。たとえば霧多布に防災センター、当然防災対策室や無線、津波防災ステーション等の機器、更には一時避難のためのスペース、一時避難スペースは例えば1,000人避難するとすれば1,500㎡にもなります。これらの事業を考えると、当然莫大な事業になりますので町財政を相当圧迫するものと考えております。

○議長（波岡玄智君） 1番田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） そのことを納得するにはやはり数字ですね。前回私の質問に対する答弁では、分けた場合の建設費は約1.5倍になるだろうという試算でした。この1.5倍という係数を数値化すると全体の建設費が見えてくると思うのですが、これに関しての具体化は避けたいと思います。

また、的確な対応を講じられる体制とあります。これは多分非常配備体制のことだと思いますので、質問します。津波から霧多布地区の住民を守るには、勤務時間内は107名、夜間休日は90人の職員配備が必要であるという説明でありました。これは防災対策に必要な人数ということでしょうか。それともこれだけの職員が海岸地区に住んでいるので、職員数を割り当てたという配備でしょうか。この点を先ず確認いたします。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 107名と90名の件についてお答えいたします。107名という数値は、勤務時間内に防災関連全ての部分に対応する職員の内、霧多布地区に在住する職員数を各部門に単純に割り当てた時の数値であります。90人という数値につきましては、勤務時間以外の夜間等の霧多布地区在住職員の数値になります。

○議長（波岡玄智君） 1番田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 再度確認します。これだけの人数は必要ないと捉えてよろしいですか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） それだけの人員が必要であるということでございます。

○議長（波岡玄智君） 1番田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 現在、海岸地区に住まわれている職員の数を把握できた範囲で正確なものではないかもしれませんが、50歳代の方が23名、40歳代の方が15名、

30歳代の方が18名、20代の方が16名ということで10数名の方の確認はできていないと思われませんが90人にはならないと思います。これらの年代別の職員構成を考えますと、数年後には退職等によってこの数値を維持することは困難になると思われま。新規採用の職員は、当然居住地区を採用の条件にすることは無理だしま、若い職員がマイホーム建設を考えた場合、建設場所を限定することはできません。地域防災計画にある第3非常配備体制は、見直しを検討する必要に迫られると思われまがいかげですか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 只今職員の退職等に係る見込みでございますけれども、今後当然定年退職がございます。採用に当たりましては、定年退職者数を補充するというで考えております。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 将来にわたっての防災対策の考え方なんですけれども、現在国等が海溝型の地震に対する指針を策定中ではありますが、それらがまだ示されていない状況では、地域防災計画における防災対策を早々に見直す段階ではないと考えております。

○議長（波岡玄智君） 1番田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 国が考えている指針なりは、来年3月には公表されますので今から考えるべきではないですか。そして数年後には、退職者の数からいっても維持することが困難であるという状況を踏まえて、あえて見直す必要がないとの見解でしょうか。時間が無くなりますので、ここの配備体制にかかる業務内容について質問しますので今の質問には答弁してください。

総務班がございます。51項目の多岐にわたる業務内容が記載されております。しかし、これを読んだ場合総務班が海岸地区になければならないとの理由がどうしても見つけられませんでした。そして、最も重要であると思われる自衛隊などの外部機関との連絡等は、通信、陸路などの状況を考えあわせると内陸にあった方が機能するのではないかとと思われまがいかげですか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 通信関連のご質問にお答えします。通信に関しては、湯沸山にあっても問題はないと考えております。

○議長（波岡玄智君） 1 番田甫議員。

○1 番（田甫哲朗君） 先ほどの質問の配備体制について、再度見直す考えはないかということについてお答え願います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） この配備体制というのは、人を助けるために必要な体制ですから、まず今いる人たちが如何に助けるかということが議論されている部分だと思うんです。助けてしまった後の話というのは別だと思います。まず助ける、助かってもらう対策なんです。そのために町職員がいるんです。水門を確り閉める作業をしてもらう。このことは、防災計画の中でやらなければならない事項となっております。津波来る前に。防災計画ではそういうふうに分められているんですよ。後で起きたことをどうするかというのは、その後の話ですからまず逃がすこと、町長としては逃がすことを最優先にしてこの対策を作っていますから、総務班もその逃がすことの対応に入っていると思ってます。

○議長（波岡玄智君） 1 番田甫議員。

○1 番（田甫哲朗君） 庁舎建設にかかわって行政が出した中間答申に対しまして、住民側から様々な疑問が出ました。それを踏まえて行政が最終答申をまとめました。その内容に沿って質問しております。この霧多布地区の住民の命を守るには、この配備体制は絶対必要であると、ということは役場をこの位置から動かすことは住民の命を守れないことに直結するんだというお考えであろうと思うから質問しておりますので、的確に質問にお答えください。

支援班がございます。これは14項目の業務があります。たぶんこれも住民の命を守るために絶対必要であるとの答えが返ってくるだろうと思います。ただ、そこに疑問があるんです。役場がこの位置になれば住民の命を守れないとする考え方に疑問がありますので質問しておりますのでお答え願います。支援班の業務の中で、現場でなければ対応できず、緊急を要し、かつ最も重要なのは災害時要援護者つまり高齢者、障がい者、妊婦などの避難支援だと思います。しかし、避難する人の流れと逆走する形で湯沸山から下りてきてその業務にあたらなければならないということになります。何度も言いますように霧多布地区で24分という時間です。この限られた時間の中で、往復に要する時間、要援護者を車まで誘導する時間等を考えた場合、これは十分対応できるというお考えでしょうか。また霧多布市外以外の海岸地区、暮帰別や新川、琵琶瀬すべての海岸

地区の要援護者についても行政が対応するうというふうに考えておられますか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） まず一点確認させていただきますが、先ほど来議員おっしゃっておりますが、霧多布地区の住民の防災対策ではないということであります。海岸地区に住むすべての住民の安全を確保するための、防災機能を備えた役場庁舎であるご理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） 私も誤解を解くために確認します。先ほど無線でやり取りできるのではないかというお話ですけど、無線で現場の情報をやり取りするのは無理だと考えております。そのために周辺に副本部長や関係職員を配置しております。後の職員は現場で対応します。ですから、無線でやり取りできるとすれば外部委託も可能との論理になります。目視するのが基本です。もちろん目視には限界がありますが、海岸線に押し寄せる津波の状況や地区ごとの被災の状況は確認できると考えておりますし、高い制度を求めるとすれば、望遠鏡等も想定できます。ということで、無線での対応は困難と考えます。20数分の中に霧多布の中は混乱し、いろいろ問題が出てくるだろうということですが、防災センターが災害によって孤立化するから内陸にあった方がいいと言いますが、実際内陸での対応は可能でしょうか。混乱している住民に自らの判断で避難してもらおうということは想定しておりません。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 災害時の要援護者の支援についてご質問にお答えします。要援護者といいますのは、寝たきりの方とか障がいのある方とかのいるご家庭であります。寝たきりの方につきましては要介護3以上の方がいるご家族ということです。これらの方々に対しましてアンケート調査を実施いたしまして、家族だけで避難できない方に避難支援をお願いしたいかどうかのご質問をいたしました。これをもとに家族だけで避難できない方の名簿作成と、一人暮らし高齢者ご夫婦の世帯の名簿作成を各自治会をお願いして、災害時には避難の支援をお願いしたいということで海岸地区、それから吹雪などの際にも必要かと思ひまして、山方面の自治会さんにも避難の支援をお願いしております。避難支援班におきましては、それらを総括する立場になろうかと思ひます。

○議長（波岡玄智君） 1番田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 今福祉保健課長が言ったのは、地域単位で対策にあたってくだ

さいというお願いであると理解します。そのうえで、現在防災対策室で進められている地域避難計画ですね。この計画の中では、この扱いはどのように進められておりますか。仲の浜地区では、いち早く地域住民の合意の基に決められていると聞いております。この計画ができたならば、職員が対応するより確実に時間短縮ができて避難できる確率が数段上がると思いますがその作業の進捗状況等について、手短にお願いします。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 津波避難計画の進捗状況ですが、町の部分は3月中に確定できます。この中で、17自治会を回りましたが要援護者の対応につきましては、ほとんどの自治会で対応可能という回答をいただいておりますし、自治会として把握できない部分につきましては今後詰めていくということでお話しています。これらを基本に地域避難計画の策定を進めていきたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 1番田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） ここが一番重要であります。ほとんどという表現をされましたが、まだできていない地区もあるということだと思います。最終的には、要援護者等災害弱者の対応については、地域にお願いしていくという考え方で間違いないかどうか答弁を求めます。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） 災害弱者につきましては地域で極力対応するように、できればすべてやっていただければと考えております。行政は、その部分の業務は必要ないのではないかとわれそうですが、間接的には行政も総力を挙げて避難行動をとっていただくよう考えております。

○議長（波岡玄智君） 1番田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 僕は、水門班はかなり重要なポジションかと思っています。この業務につきましては、先日の全員協議会で詳しく説明を受けております。ただ、先ほどから言いますように今後の職員の人数ですね。職員が住む地区が変わっていく中で、ある程度は見直しを検討する必要があるかと思っています。近々見直しが必要になってくるという認識があるのかどうかと、それと水門班の安全確認ですね。これが大事であるという説明を受けました。霧がある場合はカメラでは見えないし。この安全確認について懸念がありますのでお聞きしたいと思います。出漁中に警報が出た場合、大型船については港に停泊中もそうであるように沖だしするだろうと考えます。小型船については水

門を通過して戻ってくるんだと考えますがいかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 沿岸の小型船については戻ってくると思います。そのために水門班の分担表の中に、それぞれ業務内容が記載されておりましてこのなかに船舶、自動車等の通行につきましても現地で対応することになっております。

○議長（波岡玄智君） 1 番田甫議員。

○1 番（田甫哲朗君） そうすると、漁場から戻ってくる時間が5分10分とかかるだろうと、その確認をしながらぎりぎりまで水門は降ろさないというやり方になると思います。これも確かに必要なことだと思います。10分なりの時間を費やして戻ってきて陸に上がって、高台に避難する時間が残されているというふうには思えません。そうなると、7番議員が提言している避難タワー等の対策は不可欠なものでありますし、タワーの数、規模、設置場所等についても重要なものと考えますけれども、この基礎調査設計が実施されるということですがこの辺の考えについて、手短かに答弁をお願いします。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 基礎調査の関係ですが、時間がないという状況が前提です。それと逃げ遅れた場合を想定しております。ですから、20数分から準備する時間を差し引いた残りの時間で何ができるのかということなんですけれども、歩く速さにつきましては学術的に色々な数値がございますが、避難階段という部分については上から下に降りるというデータしかありません。そこで、歩く距離はどのぐらいなのか、階段を上る距離はどのぐらいなのかという部分を含めての基礎調査を、27年度に向けて計画しております。

○議長（波岡玄智君） 1 番田甫議員。

○1 番（田甫哲朗君） そうすると、数、規模等も想定して必要なものは整備していくという考えだと思いますのでその確認をいたします。

将来の町づくりの視点で伺います。そもそも庁舎建設という問題が持ち上がった時に、平時であればまちづくりというのが根幹にあって、それをもとに庁舎のことが考えられるんだと思います。ただ、今回提案された中には、町民の命を守ること、有利な起債を使うことが第一であり、まちづくりのことを考える時間的余裕がないという判断で提案されたことと思います。答申の中で、将来の町づくりは10年ごとの総合計画を策定

する場において町民有識者を交えて深く議論をし、その方向性を見出すには中長期的な視点で検討を要することから、この先相当な年数を要するものと考えたとあります。確かに、まちづくりは時間がかかることだと理解をします。ただ、この町づくりという視点で考えるときに、物事を始めるとき、動き出すときがきっかけになりこれが重要な要素であると考えます。一度建築すると60年は浜中町の中核施設として機能することになります。そういう重要な施設を建設するに当たっては、人口動態、産業構造、財政的な視点、防災の視点など様々な角度からの資料をもとにして十分検討されるべき案件だと思います。残念ながら議会においてもそれら資料等をもとにした議論も尽くされておりませんし、時間的にもなかったかなと考えております。少なくとも現在の地区別年代別の人口を調べ、あるいは地区別出生者数の推移など今集められる資料を基に10年20年30年くらいまでを見通したまちづくりというものを考える、そのための施策を行う必要があると考えますが、時間が無くなるので質問はしませんがそういう視点でここ数年か月色々協議を重ねてまいりました。私は今回のこの問題につきましては、診療所のアンケートと同様にこの庁舎の建設場所に関してもアンケートなどの調査をし、住民の意見集約を図る必要があるのではという質問に対して、まず行政の責任として素案を示したいというお答でありまして、たぶん今回示されたのがこれだと思います。ただ、まちづくり懇談会の出席状況、出された意見の集約内容等を考えましても民意というのが集約できたというふうにはならないと思います。参加率はそれほど低い数値でありました。そんな中で、民意が二つに割れたとすれば、二者択一方式の住民投票をし、しっかりと民意を把握する必要があるのではないかと考えますけれども、最後にこの2点の答弁をいただき終りたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） 短い時間とは言いましたけれども、昨年3月の定例会の執行方針の中で、防災機能を備えた新庁舎の建設を検討するというを提案させていただきました。この間1年間が経ちました。この1年の中で、4月には庁舎内での検討会議を立ち上げました。途中9月で中間答申が出ましたけれども8回の会議を重ねてまいりました。それと中間答申が出た段階で、まちづくり懇談会の中でしっかりと地域の中でお話をさせていただき、その結果を得るということで28自治会で10月11月の2か月をかけてやりました。結果的に2月の段階で最終答申が出ましたけれども、確かに時間がなく急いでおりました。ただ、人命を守るということも最優先であったと思います。

それと庁舎を建てるということは、現金を持っていないと庁舎の場合建たないんです。ただ今回の場合には、3. 1 1 関連で有利な起債があったということを含めて、大きな判断材料になったというふうに思っております。ですから、1日でも早くこのことを進めなければ人命を守ることはできませんし、その人命を守るために災害対策本部もすぐ作らなければならない、それは津波が来る前から20分間の戦いなんです。その中でどうやって一人でも多くの町民に助かってもらうかということになるんだと思います。これは、L1津波でも、L2津波でもさらに大きい津波であろうともまず逃げるということを最優先に今回の基本においてある部分であると考えます。仮に20分後に災害が起きたという場合は必死になってその対応に取り組んでいかなければなりません。橋が壊れているとか、道路やライフラインがどうなっているかはわかりません。わからないけれども、必死になって復興に努めるのが行政の務めだと思っております。

○議長（波岡玄智君） この際暫時休憩します。

（休憩 午後12時32分）

（再開 午後 1時30分）

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。次の通告者。

4番菊地議員。

○4番（菊地哲夫君） 通告に従いまして一般質問を行います。大津波が来るという想定で防災対策を講じているところでございますが、良い制度があるということで庁舎の改築について準備検討委員会で数回の会議が持たれまして、中間答申がされました。その中で、まちづくり懇談会で町民の意見を聞いて移転場所を決めたいということでありました。庁舎の移転問題に絡んで、各公共施設の今後の移転についての考え方でありますが、町長は本庁舎の建築場所について中間答申と同じ湯沸山という変わらない結論を出しました。今般役場の位置を定める条例の一部改正条例が提案されておりますけれども、このことに関連して次の公共施設の建設場所について、改築時期が来た場合現段階でどのように考えているかお伺いいたします。最初に消防庁舎についてですが、これは町に直接関係のない建物ではありますが、建設年度と併せてお聞きしたいと思います。また、浜中診療所につきましても同様にご答弁をいただきたいと思います。教育施設であります霧多布小学校、霧多布中学校、霧多布高等学校、霧多布保育所につきましても同様にご答弁願います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） お答えします。公共施設の建設場所につきましては大変重要なことでございます。ご質問の公共施設につきましては、改築時期が到来しておりませんが改築における建設場所については当然議論になるものと考えております。現段階で言えることは、その際に十分検討しなければならない事項であると考えております。

消防庁舎につきましては、議員お説のとおり消防において結論を出すべきものと考えております。現段階では、浜中消防署としては特別な考えはないようではありますが改築にあたりましては、東部消防組合として十分検討しなければならない事項との認識であると伺っております。

浜中消防署の建築は平成4年でございます。構造は、鉄筋コンクリート造り3階建てでございます。

○議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

○診療所事務長（越田正昭君） 浜中診療所について答弁申し上げます。浜中診療所は平成5年3月に建設され22年経過しております。構造は鉄筋コンクリート造り2階建てです。耐用年数は39年ということであります。現段階では改築における検討はしておりません。ただし今後改築時期が到来した時点で、様々な見地から検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 教育委員会管理課長。

○教育委員会管理課長（工藤吉治君） 教育施設につきましてお答えいたします。建築年度についてお答えします。霧多布小学校は57年建設の鉄筋コンクリート造りです。霧多布中学校は昭和49年で構造は鉄筋コンクリート造りです。霧多布高等学校は平成4年で構造は鉄筋コンクリート造りであります。ご質問の改築時期が来た場合の教育施設の改築の在り方ですけれども、現段階では子供たちが通学するうえで安心安全な場所であればならないということが大前提であると考えております。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（山口ひとみ君） 霧多布保育所についてお答えいたします。建築年度は昭和51年11月に新築されまして38年経過しております。構造は鉄筋コンクリート造りです。平成26年度に実施しました耐震診断におきまして、安全という結果が出ております。このことから現段階では改築の検討はしておりません。

○議長（波岡玄智君） 4番菊地議員。

○4番（菊地哲夫君） 改築の時期が来た場合場所をどうするのかという質問に対しまして、今のところそのような検討はしていないということでもあります。

まず、消防庁舎なんですけれども東部消防組合の管理者は厚岸町長ということになっておりますが、浜中消防署庁舎の管理者は町長ではないのですか。町長は単なる予算執行者でしょうか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 東部消防組合は、釧路町、厚岸町、浜中町3町の構成になっております。本部は厚岸町にありまして、浜中町長はその構成員ということになります。

○議長（波岡玄智君） 4番菊地議員。

○4番（菊地哲夫君） 単なる構成員であるとするれば、消防庁舎に関連しては何も口出しできないという印象を受けますが、建築場所をどこにするかという時に浜中町長は単に予算を執行するだけですか。それとも、建築場所について意見を言えるということではないということですか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 最終判断については東部消防組合にあると思うのですが、建築場所についてのご相談を受けましたら、その中で協議していくことになろうかと思えます。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 消防庁舎建設の段階でどこが負担するのかということになれば、浜中町に建っている庁舎については、当然浜中町が中心になって負担するものだと考えております。今厚岸の消防庁舎の移築の話がありますけれども、建設費についてはすべて厚岸町で負担するということでありました。その消防庁舎の中に東部消防組合の事務所がありますけれども、これについても厚岸町で負担するということです。仮に浜中消防署が改築の時期に来た場合については、建築場所についても町としての考え方は伝えられると考えておりますし、しっかりと協議をして決めるものだと思っております。

○議長（波岡玄智君） 4番菊地議員。

○4番（菊地哲夫君） 単に浜中町の意見は聞き入れてもらえないのではないかとということでご質問しましたが、今の答弁を聞いて安心しました。今大津波が来るということで話題になっておりますが、消防署との防災対策にかかる連携がしっかりできているのか

不安な部分があります。消防における防災対策は町の領域とは区分けされていると思うのですが、連携についてどのようになっているか答弁をお願いします。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 只今の連携の部分でございます。大津波の時といわれましたが、町が担う部分と消防が担う部分は地域防災計画の中に確りと位置づけされております。また、最終的に町長、副町長または防災対策担当がリードできないような場合は、消防署、警察署あるいは海上保安庁の職分まで整理されております。また夜間等につきましては、役場でできないような部分についても消防で同等の業務ができるようになっております。

○議長（波岡玄智君） 4番菊地議員。

○4番（菊地哲夫君） 今の答弁を聞いて安心しました。連携が不十分では困ると考えましたが。

診療所に関して伺いをします。診療所の津波防災対策について現状、入院患者さんの避難対策に関するマニュアルとかはできていると思います。それらの訓練がどのようになされているか伺いたしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

○診療所事務長（越田正昭君） 診療所の避難体制でございますけれども、大震災後、マニュアルという部分については素案ということでしか作成されておりましたが、実際の訓練等については昨年の10月から実施しております。入院患者さんが10人ということ想定して、日中訓練を実施しました。その結果、20分程度の時間で役場裏の高台まで避難ができたという結果でありました。十分とは言えませんが、現状では規定時間の中で避難することが可能であろうと判断しております。

○議長（波岡玄智君） 4番菊地議員。

○4番（菊地哲夫君） 20分以内ということではありますが、実際には思いもよらぬことが起きるものですので、しっかりと訓練を積んでいただきたいと思います。診療所の耐用年数は39年ということでございますが、残すところ10数年を経過すれば改築の時期が来るといことでありますので、診療所については訓練をしなくて済むような高台に建築することが望ましいと自分なりに思うのですが、そのあたりは考えていないということですがその時点になった場合高台に建築されることを望んでおります。

学校につきましては、現時点でもしっかりと訓練がなされていると認識しており

ます。中学校、高校で2台のバスを使って避難訓練をしていて15分程度と聞いておりますが、交通の流れがスムーズに流れている状況での所要時間と思いますが、その辺を確認させてください。

○議長（波岡玄智君） 教育委員会管理課長。

○教育委員会管理課長（工藤吉治君） 高校、中学校の津波災害時の訓練でありますけれども、合同で昨年8月に実施しております。時間につきましては議員お説のとおり、津波到着予想時間以内の16分程度で避難場所であるMO-TTOかぜてまでの避難を完了できております。ただしこれは通常時の訓練でありまして、中学校、高校とも有事の際は一般車両等もあるので、スムーズな流れは期待できない部分もあるということ想定しております。なるべく車両に乗り込む時間についても短縮できるよう訓練を重ねるしかないのかと現段階では考えております。

○議長（波岡玄智君） 4番菊地議員。

○4番（菊地哲夫君） バス2台ということですが、乗車定員は間に合いますか。資料によりますと中学校、高校合わせて150名ほどいるんですよね。150名で2台ということは到底不可能だと思うのですが答弁をお願いします。

○議長（波岡玄智君） 教育委員会管理課長。

○教育委員会管理課長（工藤吉治君） 高校の津波災害時の避難でありますけれども、議員お説のとおり高校の車両だけでは無理な状況であります。その対策として霧多布中学校にスクールバス2台を配置しておりますので、その車両を活用するとともに教員の車両についても、有事の際ですから活用しながら避難する訓練を現在実施している状況であります。

○議長（波岡玄智君） 4番菊地議員。

○4番（菊地哲夫君） バス2台と聞いておりましたが、3台ということであれば何とかなるのかなと思います。

次の質問に移りますが、浜中町保育所運営協議会の提言の内容についてですが、今朝手元に提言書が届きました。中身を見ればわかるのですが、構成員のメンバーと選出基準についてお伺いします。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（山口ひとみ君） 質問に答える前に一言お詫びを申し上げたいと思います。昨年9月に、浜中町保育所運営協議会より保育所の在り方についての提言書の提出をい

ただいております。本来であれば、議会の社会文教常任委員会等で提言内容について説明すべきところ時機を逸してしまい大変申し訳ありませんでした。この本会議に資料として提言書を提出させていただきました。その内容について説明させていただきます。

構成員のメンバーと選出基準ですが、資料の4ページにありますように学経験者のほか保育所経験者としまして保育士資格のある方を1名、児童福祉関係者ということで福祉保健課長と民生児童委員協議会会長、教育関係者からは教育委員会管理課長と指導室長、自治会より連合会長及び副会長、各保育所の保護者の代表及び各地域からの代表として保護者13名の計20名からなっております。

選出基準としては、保育所を利用する保護者の意見が反映されるよう、また地域の中にある保育所として、将来的にどうあるべきか、教育関係者や児童福祉関係者などから様々のご意見をいただけるようにと選出いたしました。

○議長（波岡玄智君） 4番菊地議員。

○4番（菊地哲夫君） 次に答申の内容と協議された事項についてお聞きしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（山口ひとみ君） 提言内容についてお答えします。資料にありますように3回の会議で3点についてご提言をいただきました。

1点目といたしましては、資料2ページの下から2行目の（1）にありますように、保育施設数と統合についてですが入所児童数の減少や少人数保育には限界があること、保護者が保育所に求めていることなど、多くの課題から認可保育所としての機能が望ましく、2～3か所ではどうかとのご意見もありましたが児童数は減少していくので、将来的には1か所の施設で運営するのが理想であるということになりました。また統合の際には保護者と十分協議し、遠距離となる家庭の送迎の負担を考慮するなどして実施すること。

次に、資料3ページの（2）の2点目として、保育施設の整備については、児童の安全が確保され、環境に優れた場所で児童の年齢に応じた発達ができるような施設整備に努めること。

3点目として子育て支援については、児童の最善の利益を考慮し年齢に応じた発達援助ができるよう、自演調理で給食の提供を行い保育所を利用する児童保護者が共通した保育サービスが受けられるようにするべきであり、就労家庭に対する子育て支援策や保

育料の見直しも含め子育て環境の充実を図ることが必要である。

以上3点について提言内容を説明させていただきましたが、詳細についてはいずれ検討するべきであるとの内容でございます。

○議長（波岡玄智君） 4番菊地議員。

○4番（菊地哲夫君） 2～3か所の施設ではなく1か所でいいという提言が出されておりますけれども、確認したい事項が1点ございます。

まちづくり懇談会の中で、霧多布保育所の保護者から出た話であります但保育所の数は一か所にするというお話があったと聞いておりますが、これは間違いなことかどうかを確認したいと思います。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（山口ひとみ君） 2～3か所から1か所が望ましいのではないかと提言になりましたのは、将来的には児童数が減少していくというのがその大きな理由であったと思います。

○議長（波岡玄智君） 4番菊地議員。

○4番（菊地哲夫君） 私が言った、霧多布保育所の保護者からこのような話が出たというのは違うんですか。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（山口ひとみ君） まちづくり懇談会の中で保護者から出た話であるというのの確認しておりません。

○議長（波岡玄智君） 4番菊地議員。

○4番（菊地哲夫君） 私の言っていることがわかっていないのではないかと思うんですが、まちづくり懇談会の中で霧多布保育所の保護者からこのような話が出たというのは本当のことなんでしょうかと聞いたんです。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（山口ひとみ君） 今の点についてお答えします。聞いておりません。

○議長（波岡玄智君） 4番菊地議員。

○4番（菊地哲夫君） わかりました。そのような話がされたということを知ったのですが、安全な場所に建てていただきたいという思いからそのような話が出たと聞いておりますが、この点についてはよろしいです。

この提言について、町長はどのように考えているかお尋ねします。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） お答えする前に公共施設のお話なんですけれども、公共施設については将来にわたって建て替えの時期が来ます。建て替えの時期というのは、先般町村長が集まって公立大学の先生を交えてお話しましたが、建てる時期というのは意外と集中しているんですね。年度的に金回りが良かった時期ということでした。浜中町の場合には、耐用年数でいくと建て替えの時期が重なってくるということなんです。まちづくりを含めて大変な出費になるということを指摘されました。公共施設等総合管理計画をこれから作らなければなりません。その関係からすると将来的に老朽化対策を含めてやらなければなりません。長期的には人口減少や利用状況等々総合的に考えていかなければなりません。更新か統廃合か、また如何に長寿命化を図るかということになってくるんだと思います。そういう意味でこれからの施設についてはしっかり検討されていくもんだと思っております。

提言書については、正式な協議はしておりません。しかし、犯罪等も含めて園児をしっかり守るという視点に立ってやっていかなければなりません。現在保育所では、裏山への避難訓練を実施しております。昨年11月に小学校と保育所が一緒になってやってもらったのですが、霧多布小学校の生徒と園児は間違いなく皆助かります。予定時間よりも短い時間で、ゆうゆまで保育士が連れてきてくれたということです。ただ、これから施設を建てるとすれば、その安全性も含めて検討されるものだと思っております。提言書の中身まで協議しておりませんが、今後はやめに協議したいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 4番菊地議員。

○4番（菊地哲夫君） 通告の3点目の協議の内容と正式な公表は何時されるのかということですが、この点についてはどうなのかお答えいただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（山口ひとみ君） 提言書の正式な公表については広報にてお知らせしたいと考えております。保護者については、27年度において開催される総会や各会議において提言内容をお知らせいたします。協議内容につきましては、その後保護者にお知らせしますが詳細については、保護者と協議しなければならない点もありますのでそのあとになろうかと思っております。

○議長（波岡玄智君） 4番菊地議員。

○4番（菊地哲夫君） 防災対策それから今後の改築時の移転ということでお伺いしま

したが、庁舎と公共施設というのは関連性があり一体となっているものだと思います。そういった中で、庁舎を湯沸山に建てるということで議論されてきましたけれども公共施設については現段階での考えがないことを確認できました。本来であれば、公共施設全体についての話を含めて庁舎問題が話し合われるべきではないのかと思います。今、保育所の提言があったように、子供たちに安全で安心な建設場所ということで取り組みをしっかりとさせていただきたいと思います。小学校は裏山に避難できますが、中学校、高校はバスで避難するという課題はあるのかなと思われま。そういったことで、将来どうあるべきかという展望を掲げながら、公共施設や庁舎建設については検討していただきたいかと思。今後については、庁舎建設を含めてもう一度検討していただきたいと思うのですが、最後に町長の考え方をお伺いして終わりたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 議員のご指摘は、庁舎建設を考えるとときに公共施設の改築についても含めて検討すべきでなかったのかということでもあります。町長としては、まず防災機能を備えた役場庁舎をしっかりと建て、その後このことについて、公共施設も含めてそのように検討していかなければならないと思っております。個人的には意見はありますけれども、なるべく高台に持っていこうと思っております。早急にこれから詰めていきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 7番川村議員。

○7番（川村義春君） 通行順に従い一般質問をいたします。質問事項につきましては、地方版総合戦略の策定手法とスケジュールについてが先ず1点。もう一つは、防雪柵設置場所の変更をということでお尋ねをしていきたいと思。います。

まず、地方版総合戦略についてのご質問を申し上げますので簡潔にお答えいただきたいと思。います。12月定例議会で質問しておりますが、まち・ひと・しごと総合戦略の基本は、東京一極集中是正、若い世代の就労、結婚、子育ての希望実現、地域特性に即した課題解決であります。政府は昨年12月27日、2060年、あと45年先ですけれども人口1億人以上を目指すと。して地方創生の長期ビジョン、それと27年度から5か年の総合戦略を閣議決定して。おります。実施には、27年度中に地域の人口見通しを示す人口ビジョンと5か年の地方版総合戦略の策定を求めて。お。りまして、全国の自治体が総合戦略の策定に向けて動き出。して。おります。本町は、人口減少対策を講じるための基礎資料としての人口ビジョンと、地方版総合戦略にしっかりと取り組むと12月定例

会でお答えをしておりますけれども、具体的なスケジュールなどについて1点ずつ伺っていきますのでお答えいただきたいと思います。

1点目、人口関連の分析のための事務作業を26年度中に進めると答えておりますが、本町独自の人口ビジョンの推計は、どのような手法でいつまでに推計作業を終えるか伺います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 只今のご質問にお答えします。本町の人口ビジョンにかかる推計につきましては、現在過去の人口にかかわる資料等の収集に努めるとともに転出入の現状につきましても資料収集を進めているところでございます。

人口ビジョンの策定手法でございますけれども初めに本町における人口の現状分析、それと将来人口の推計と分析、更には人口の変化が将来の地域に与える影響等の分析を行いその結果を基に、総合計画あるいは子供子育て支援計画等各種町にございます計画等を活用しながら、人口の将来展望について検討を行っていくということで考えております。また、策定の手法でございますけれども、分析等につきましては非常に高い専門性が求められる作業になりますので、行政の各種計画に携わる業者にこれら作業の委託を行いながら行政としてきめ細やかな資料提供をし、委託業者と連携を図りながら作業を進めてまいりたいと考えております。また、人口ビジョンの策定期間につきましては、現在9月から10月上旬までに策定していきたいと考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 7番川村議員。

○7番（川村義春君） 1点目了解いたしました。9月上旬から10月上旬にかけてということですので遅くならないように、これについては新年度に向けての総合戦略、国の査定に間に合わせなければならない部分がありますから、是非そのようにお願いしたいと思います。

続いて2点目に入ります。地方版総合戦略これにつきましては、地域経済活性化対策の策定手法、これについての庁内プロジェクトでやる場合とそういう直営でやるという方法とですね、それから民間のシンクタンク俗にいうコンサルですね、それに委託する方法があります。両方併走でやる方法もあるんですけれども、どういう手法を選ばれるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 総合戦略の策定手法につきましては、国や道の長期ビ

ジョンや総合戦略、それに本町の9月から10月に策定される人口ビジョン、あるいは現在の総合計画や各種個別の計画とを勘案しながら、係長を中心とした庁内プロジェクトチームを4月早々に立ち上げたいと考えております。また、このプロジェクトチームの設置により関係する原課の意見や考え方、これらについて関係する団体あるいは色々な協議会や団体等もごございますので、それらの意見集約を原課が責任を持って実施しながら進めていきたいと、それと政策分野の基本目標や基本的方向の設定、施策の設定等に関する支援、関係資料の作成、製本等の業務につきましては人口ビジョンの策定と同様に専門知識を要することから業者に委託しまして、プロジェクトチームと委託を合わせた中で進めていきたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 7番川村議員。

○7番（川村義春君） 係長を中心とした庁内プロジェクトチームによって各産業団体等々と協議しながら活性化戦略に向けた要望意見これらを吸い上げていくということ、併せてそれらをまとめる段階で新たに外部の意見を入れるということで、民間委託を併用するというところで第3の、私3つ言ったと思うのですがその3点目を選択されたと思っております。それで私は庁内プロジェクトと民間シンクタンクとの委託を併用しての戦略策定については、民間の視点が入ってきますので職員の気づかない気づき、これらも当然あるのかなということによりよい手法だと私は思っております。地域の特性に応じた産業の創出、拡充によって雇用が生まれ人口減少を止める施策が見えてくると思っておりますので、委託業者と庁内プロジェクトとタックを組んでしっかりした計画を作りたいと思います。

3点目に移ります。政府は戦略策定に向け地域住民と協議してまとめるように求めています。どのような方法で意見提言を求め戦略に取り込むのか、一部先ほど課長からお答があつて重複するかもしれませんがお答えをいただきたいと思ひます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 現在町といたしましては行政だけに限らず、広く町民の意見を取り入れるつもりであります。国でいう所の推進組織等の設置については今のところ考えておりませんが、行政各部署において産業団体や関係団体と協議や聞き取り更には町民が求めているニーズを把握するために子供からお年寄りまで、幅広い意見を集約するアンケート調査等について現在考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 7番川村議員。

○7番（川村義春君） 今、町民の意見を求めるということで各担当部署、関連する部署から産業団体や関係団体等に行って意見を吸い上げるという考え方が示されました。その中には、自治会あるいは各種団体が含まれるのかどうかその辺確認しておきたいのですが、各種団体も色々ありますので、福祉関係の団体もありますのでどの程度まで原課が聞き取りできるのか不透明な部分もあると思いますけれども、もしお答えできるようであればお答えいただきたいと思います。それから町民アンケートですね。これは必要なことなんだろうと思いますけど設問の仕方に配慮していただきたいと思います。○×方式は簡単なんですけど、できるだけ意見提言を吸い上げるような内容にしていかないと、短期間にまとめるのは非常に困難だなと思います。それと今霧多布高校生が浜中学ということで一生懸命勉強していて、2年目でありますけれども彼らの若い発想というのもアンケートの中に織り込んでもらって、意見を求めるとかそういうことも考えてみる必要があるなと思っておりますが、そのようなことが可能であるのかどうかお聞きしておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 只今ご質問のありました住民の皆様のご意見集約についてでございますけれども、できる限り各部署で関係する団体から意見を吸い上げていただくと。どういう団体から意見を吸い上げていくかについては、4月早々に立ち上げますプロジェクトの中で十分検討していただきながら、できるだけ幅広く意見を集約していただきたいなというふうに考えております。また、住民のアンケート調査ですけれども現在の総合計画が平成22年ですか、に策定されておりますけれども平成20年か21年に将来のまちづくりに対するアンケート調査も実施しておりますが、それから5年以上も経過しているということもございますので、今後5か年の総合戦略策定に向けては改めて住民の皆様のご意見を、今回のアンケート調査を通じて伺っていくべきであると考えております。

○議長（波岡玄智君） 7番川村議員。

○7番（川村義春君） 4点目に入ります。地方版の総合戦略に必ず盛り込むとした防災関係については、どのような事業を盛り込む予定でありますか。また総務省が進める地域おこし協力隊の活用などの戦略反映は検討されているかどうかお伺いします。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） ご質問の在りました総合戦略に取り込む防災関係事業で

ございます。今回国から示されました総合戦略に係る事業等の例が示されてきております。確かにこの中にも防災関係に係ることや住民が地域防災の担い手になる環境の確保ということも示されております。この中で、殆どがソフト事業を中心に政策を組むと、ハード事業については既存の摘債事業、公共施設等の建設事業、起債事業を使って整備していくということでございます。今回の総合戦略の中では、ほぼソフト事業が中心になるというふうに現在考えているところでございます。例を挙げて申しますと、津波避難計画等の各種防災関連計画等の策定あるいは、津波防災避難訓練の実施に係るソフト関連、それから防災講演会あるいは防災教育の推進また、防災教育や各学校の防災訓練に対する支援、あるいは町民の皆様に向けた災害用のハンドブックを作製するほか、津波防災マップの改定やらであります。本町は、これらの事業についてはある程度進んでおりますので、今後プロジェクトチームの中で防災関連事業としてどのようなものを進めていかなければならないのか、それらの協議についてもこの中で検討しながら、作業を進めていきたいと考えているところでございます。

地域おこし協力隊の活用の関係です。4月早々庁内で立ち上げるプロジェクトチームが策定する総合戦略の中で、この地域おこし協力隊を活用できる事業があるのかどうか、更にあるとすればどのような方向性を持って活用していくのか、これらについても十分検討してまいりたいと考えております。地域おこし協力隊につきましては、まちづくりのためとか様々な分野でご活躍されている実例もございますので、本町が希望するもの、マッチするものがあれば、これらの活用も将来的には検討していきたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 7番川村議員。

○7番（川村義春君） 防災関連なんですけれども、国が示している地方創生関連交付金の対象事業の中にですね、地方創生先行型というのと地域消費喚起生活支援型という2つに分かれて今般示されているんですけれども、その延長線上の中でいきますと町長が英断を持って提案された防災機能を備えた役場庁舎の建設については、地方創生先行型の対象事業であります地域仕事支援事業として、更にはまちのシンボルとなるという観点からいきますと観光振興にもつながるものであるもので、私は当然盛り込まれるものであるという認識しておりましたが、ソフト事業中心という話もわかりますけれどもこれは是非ですね、緊防災を使うということもあります是非そういう中に入れていくべきだなというふうに私は思います。この辺再度考え方を聞きたいのですが、これを実施する

ことによって、町内建設業者に与えるメリットというのは相当なものがあると思うんですね。いま日本全国津々浦々まで景気を良くするための施策を国がやっている、そういう部分からすると、今まさに戦略に入れて推し進めていかなければならないということは明白であると私は思っておりますけれども、その辺の考え方を伺いたいのと地域おこし協力隊の活用についてはですね、釧路市で外国人のサポートができる、ガイドできる人材を求めていますし、それから今朝の道新の記事でありますけれども滝上町これは町内の観光施設、香りの里バークガーデンの運営や特産品開発の観光業務に1人、介護と福祉のパイプ役として新しいサービスを構築する業務の担当者1人、この2名を募集しているという記事がありました。こんなことも総務省が進める事業で、3年間国から人件費的なものは出るというふうに聞いていましたけれども、そういった有利な仕組みなんかも活用していく方法もあるのかなど。この際、5か年の総合戦略を組む場合に、これらを併用して考えていく必要があるのかなというふうに思っておりますので改めてお考えを伺いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） まず1点目の地域住民緊急支援交付金の地方創生先行型であります、今後27年度から5か年の総合戦略を策定することになります。先に議決をいただきました26年度の補正予算でも計上しましたが、交付金交付要綱からいきますと建設地方債につきましては、今のところ対象にしていらないということになります。国の考え方もございますけれども今後、28年度から新たな交付金制度が立ち上がりますので計画を組む中で一部ハード事業なんかにも使えるような要望も、地方側からしていかなければならないと思いますし特に防災関係の事業については、まだまだ不足している備品等もございますので何とか防災関連事業についても、今後5か年の総合戦略の中に位置づけをしながら、対策を講じていくといことで現在考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

2点目の地域おこし協力隊の関係でございますけれども、ルパン三世のまちづくり、湿原等の保全など様々なことが考えられることと思いますけれども、先ほどの回答と重複しますけれども、4月から立ち上げるプロジェクトチームの中で協力隊の活用についても協議させていただきたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 7番川村議員。

○7番（川村義春君） よくわかりました。極力そのように取り進めていただきたいと

思います。

5点目の質問内容につきましては、昨日の補正予算で議決をいただいた事項であります。政府が26年度補正予算で交付する地方創生関連交付金は3,000億円、雇用につなげる地方創生型先行型に1,000億円、消費喚起生活支援型に2億円が自治体に配分される。計画された事業については27年度に繰り越して27年度予算と一体的に執行することになると思いますが、本町に配分された新型交付金の額は、昨日の額でいきますと国庫補助金が4,725万9,000円、道補助金300万円で5,025万9,000円が配分されていると思います。事業内容ですけれども、新たな交付金の活用による9事業とっておりましたが、私この質問を作った時期には執行方針しか来ていなかったもので、町長の執行方針の中から9事業と申し上げました。その一つは、漁業担い手の育成ということで後継者の知識技術習得のための道の漁業研修場受講者への支援をすると、二つ目は商工会実施のプレミアム付き商品券発行への支援、これは地方消費喚起生活支援型になると思います。三点目、ルパン三世地域活性化プロジェクトへの支援。4点目が民間住宅への支援ということで浜中町安心住まいる促進事業により住宅の新築やリフォームに支援をするもの。5点目が妊娠届け出者に対する交通費助成や出産祝い金の支給、6点目、常設及びへき地保育料の保護者負担を軽減するもの、7点目が低所得者世帯への生活支援給付ということでこれも地方消費喚起生活支援型、それから8点目が町内婚姻者に対する結婚祝い金等の支給、9点目が人づくり事業に支援するもので、これは人材育成のための支援の9項目というふうに理解をしておりましたけれども、実際のところは出産祝い金と交通費助成を別々に考えて二つと、それから学術研究助成と人口ビジョン、地方版総合戦略策定委託料も含めるとすれば全部で12事業になるのかなと思っておりますが、そういう考え方でよろしいかお伺いをします。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 只今お話のあった通りでございます。

○議長（波岡玄智君） 7番川村議員。

○7番（川村義春君） その中で、昨日も言いましたけれども浜中町の少子化対策には一次産業に従事する世帯からの出生率が非常に少ないということです。今朝、資料をいただきました。今現在で一次産業を営んでいる世帯から生まれた人数は14人だそうです。私予算上で19人といいましたけれども、それはあくまでも予算で3月末まで生ま

れるだろう人数を残しての予算組の話ですから、現在14名だと聞いております。本当に喫緊の課題であると思っておりますので、昨日も申し上げました婚活事業についてもですね、積極的に取り入れていただければと思いますので、これについては繰越明許で行う事業については該当しませんけれども、27年度中に創設されるであろう28年度以降の新型交付金、ソフト事業ですからこれに是非組み込んでいただきたいと思っております。これについては、10番議員からも同じような趣旨の質問が出ていると思いますのでじっくり取り組んでいただきたいと思っております。

次の質問に移ります。地方版総合戦略の策定は27年度中にまとめられると思っておりますけれども、町民に公表するまでの具体的なスケジュールを示していただきたいと思っております。釧路市については今朝の新聞によりますと、新年度早々に市民と経済界大学など構成する組織を立ち上げて12月定例までに一定のものを示すと言っております。人口ビジョンは10月までに出来るんでしょうけれども、この戦略的な部分これはいつごろまでに出されるのかスケジュールと併せて示していただければと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） ご質問のありました総合戦略の策定のスケジュールでございます。先ほどと多少話が重複しますが、4月早々に人口ビジョンと総合戦略の策定業務の委託をすると同時に、庁内に検討委員会プロジェクトチームを設置させていただきます。5月には、産業団体や関係団体との協議や施策のとりまとめ、これを9月末ぐらいまでにやっていきたいなと。その中でアンケート調査も一緒にやっていると。7月中には住民の皆様のアンケートの回収と集計作業、その後9月から10月上旬にかけて人口ビジョンを策定していくと。12月末には、総合戦略を完成させていきたいと。で早ければ1月あるいは2月の町広報やホームページを活用しながら、町民の皆様にも周知していきたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 7番川村議員。

○7番（川村義春君） 議会に対する報告は、どの段階でされるのでしょうか。完全に策定が完了する前に全員協議会などでお示しいただければ、議決機関としてしっかり住民の声を反映させることができると思いますがその辺の考え方についてお伺いします。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） ご質問のありました議会に対する情報提供についてであります。人口ビジョンと総合戦略を2段階で策定していくこととなりますので、各素

案がまとまり次第常任委員会あるいは全員協議会にご説明しながら取り進めていきたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 7番川村議員。

○7番（川村義春君） 次の質問に移ります。道道別海厚岸線特に仲の浜地区に設置の防雪柵ですが、路肩に設置されていることが原因と思われる吹き溜まりが発生しやすく、民家からの出入りや通行する車両に支障が出ております。日中でも湿原から雪を伴って吹き込む風によってホワイトアウト現象が多発しておりまして、国道が通行止めになることにより道道別海厚岸線を通る車両が多く、しょっちゅう除雪車の対応が必要な状況であります。除雪のたびに、民家の出入り口が除雪の山によって塞がれるという状況が続いております。この件につきましては、地域の住民からの強い要望がありまして以前のように道路から離して設置してもらえないかという声が非常に多いわけです。当時防雪柵は道路から離れたところに、民有地なんですけれども張り巡らされておりました。一部固定式と支障がある部分については取り外し式で設置されておりましたが、北海道建設管理部は固定式の部分が腐食してきたことから、取り外しをして道路敷地の法面に移設したということであります。地域住民もずっと我慢して来ましたが、この冬が特にひどかったものですからこの質問になりました。何とか町の方から道に対して設置場所の変更を要請できないものかと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（中川亮君） 議員がおっしゃる通り以前に設置されておりました防雪柵は、道路から湿原側に100m位のところに設置されておりましたが、平成14年に一部支柱の腐食と景観に配慮して撤去されております。その後、平成17年仲の浜地区のまちづくり懇談会において吹雪による交通障害があるとのことで、再度防雪柵の設置要望が出されました。その要望をもとに平成19年506mの防雪柵が路肩に設置され現在に至っております。議員おっしゃる通り確かに防雪柵の周りや反対の歩道側に雪がかなり高く堆積されている状況であります。現状を建設管理部にお話し解決策について相談しました。北海道としても今年の雪況を調査したいということになりました。技術的な問題、用地、工事費等の多くの問題がありすぐには結論は出せないが、今はロータリー除雪車によって速やかに排雪するように努めるとした回答は得ております。今年は例年になく暴風雪が多発し、吹き溜まりの頻度も多い状況です。今後ともこのような状況が想定されることから、町としてもしっかりと調査検討をしていただくよう北海道に要望し

ていきたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 7番川村議員。

○7番（川村義春君） 前向きな答弁をいただきました。この地域としては大きな悩みの種であります。地球規模の温暖化が原因と思われる爆弾低気圧が道東を襲うようになってきております。この状況は今後とも続くものと考えますし、温暖化の解消には相当の時間がかかると考えます。そういう意味では、前向きな答弁をいただきました。仮に湿原側に設置したいということであれば、そこでいったん風勢は弱まります。そういう調査をしっかりとやってくれるということですから、期待しておりますけれども地域住民の声もぜひ取り入れていただきたいと思います。最後に現状を踏まえた町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 以前の柵の状況については、かすかな記憶の中で確認しながらご質問の要旨を考えておりました。以前の柵を道路敷地内に移設したという経過は、地域も含めての合意の基でのことだと思っております。近年、想定外の災害が多発しております。この状況は、これからも続くものとは私も思っておりますので、建設管理部にしっかりと要望していきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） 通告に基づき質問します。国連は、世界人口は2050年に23億人増の95億人になると予想しており、慢性的な栄養不足は8億人を超えると想定しております。国連食糧農業機構FAOは家族農業を基本にし、健康な土壌で持続する農業を継続すれば飢餓を減らし貧困からの脱出は可能として2014年を家族農業年、2015年を国際土壌年に決めました。持続可能な農業生産での食料供給が最優先課題と全世界各国の政府に呼びかけています。一方、安倍内閣は企業が世界一活動しやすい国にするといって農業関係者の声に耳を貸さず、農業農協改革の断行を声高に宣言しております。これに対して農村現場では、TPP参加反対の指令や全中や農協つぶしを狙っております。これでは地域は崩壊します。農村では不安と戸惑いが渦巻いているわけでありまして。団塊世代が70歳を超えるまで、あと5～6年しかありません。この間の後継者対策は、緊急な課題でもあります。これまでの農業問題の質疑を振り返りながら、以下積極的な提案を含めて質問をいたします。

まず第1に、FAOが提起した家族農業年、これは26年6月議会での私の質問に対

して町長が答弁をされております。翌年には国際土壌年というのが提案されております。この2年の提起を町長はどのように受け止めておりますか。家族農業年については町長のお答が出ておりますが、その考え方に変わりがないかまずこの点についてお答え願います。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 家族農業年につきましては、昨年一般質問で出されていたとおり、先進国や発展途上国の家族農業を中心として世界の人々の大部分の食糧を担っているということで、このことの重要性をうたったのが2014年の家族農業年ということで認識しており、現在もその考え方に変わりはありません。

○議長（波岡玄智君） 8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） 基本的には家族を中心とした酪農経営を、今までもこれからも続けるということで答えられておりますので、この点については変わりがないということですね。

それでは国際土壌年についてどういう認識をお持ちですか。FAOがこれを提唱した背景についてはどのようにとらえておりますか。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） FAOの内容について認識している部分を申し上げます。世界の限りある土壌の持続性の向上とその必要性についての社会的認識を高めることに、各国が自発的に務めるということ、全世界に呼びかけをしているということで認識しております。決議内容につきましては、持続的な農業生産と食糧の安全保障、生物の多様性の保持、貧困の撲滅などの多くの課題を克服するキーポイントが土壌にあることを認識し、しかもこの土壌の荒廃が進んでいることを各国に呼びかけをしていくことと理解しております。

○議長（波岡玄智君） 8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） そうしたことだと思っておりますが、その背景をどういうふうにおさえておりますか。どうして土壌の荒廃が起きているのかという点については、どのようにとらえておりますか。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 土壌の荒廃については、地球温暖化、砂漠化、降雨による酸性化土壌などが荒廃の原因である認識しております。

○議長（波岡玄智君） 8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） これはアメリカ型の収奪農業に疑問を呈してきたというのが背景にあるわけですよ。商品化するためにどんどん収穫を挙げていった。そういう中で土地はどんどん荒廃していった。それと同時に、東南アジアだとか色々なところに大資本が手を出して、農業をビジネスチャンスとしてその土地で培われてきた農業をつぶしていったという経緯があります。例えば、マングローブを伐採してエビを飼うと。そしてそれを輸出するというわけで、その土地の農業がつぶれて大変な目にあったということなどから起きてきている。今は中国の問題です。中国が土壌をつぶしてどんどん工場を建てて荒廃が起きている。環境汚染が起きている。こういう状態ですね。アフリカでは、砂漠化がどんどん進んでいるというような状況で、まさに放置できない状況にいま世界の土壌がなっている。FAOは、この土壌年をもっと前に提起したかったということですよ。ところができなかった、なぜかという地球温暖化の問題が最優先されたので2015年に出さざるを得なかったという背景があるわけです。土壌学者はこの件に関しては、色々な問題を提起しております。世界各国の土壌の状態というのが出されているんですけども、中東やアフリカは塩類の蓄積土壌であるというふうに言われております。アジアではどうかというと、土の流出が起きているということです。北アメリカでは氷河が風に飛ばされる風食という現象があるそうです。ブラジルでは、降雨による表土の流出、水食という現象が起きている。ヨーロッパでは、圧密という現象が起きているということです。大型機械などで土が圧縮され排水不良が起きて根の張り方が悪化するという現象が起きているということです。それでは、日本の状態はどうかというと北海道のことを書いているのですが、やはり大型機械による圧密が確認されているということです。温室では人間の肥え太っている状態と同じようにメタボ現象が起きてきているということで、土壌が肥沃になっているということです。バランスを欠いた状態になってきているというのが世界各国の土壌の実態だそうです。そういうふうに見ますとまだ日本は救いようがあるんですね。日本の森林割合は66.3%で保水力も高いけれども世界の平均は33%ですから、かなり砂漠化が進行しているということになるんじゃないかと思います。そういうふうに見てくると、土壌問題というのは遠からず北海道の広大な土地にも押し寄せてくるものと危惧しております。日本の農地の面積は452万ヘクタールあるそうですが減り続けられているということです。1980年に546万ヘクタールあったのが2014年では452万ヘクタールで、約94万ヘクタール減っている

ということです。中でも水田の減り方がひどいと。減反なども含めて25万ヘクタール減っているということです。最近はコメの値段が急激に下がっているのもうやっつけいけないということでもあります。耕作放棄地が1975年は全体の2.7%であったのが、現在2012年ですけれども10.6%になっているということです。すごい状況が起きているということで、放置できない状況があるということで日本としてもしっかり考えなければならないといわれております。FAOの出している調査結果では無理な増産が原因であるとしております。商品化するためにたくさん取らなければならないということで肥料もどんどん与える、このことで土壌のバランスも崩れてきます。そうすると苦い野菜ができるとかの現象が起きているということです。FAOの調査では2050年までに面積当たりの作物をとる率は50%までに半減すると、こういうふうに言われているんです。その対策としては、輪作で土壌は肥沃、バランスの良い健康な土壌になってくるんだということです。日本の農業の在り方を100年前まで戻って考えてみるときちんと輪作してバランスの良い土壌づくりをやって、土地を守っていたと土壌物理学者フランクリン・キングが言っていて、日本の農業の素晴らしさを評価しております。アジアモンスーン農業だと言っております。江戸時代の後期は、空の肥桶を担いで都市部に野菜を売りに行き、帰りは肥桶に尿尿を満たして帰って畑に戻すということで、日本の農業は素晴らしいと絶賛しているんです。こういった背景があるということをしつかりとおさえていただきたいと思います。答弁の内容としては了解しましたが、もう少し突っ込んだ事柄が内在していることを理解していただきたいと思います。

2つ目の問題ですけれども、今国会で安倍首相が農業農協改革を断行したいということで、所信表明をいたしました。かなりきつい表現ですけれども、規制緩和するために今までの硬い岩盤に穴を開けるとした声明を出しております。この件に関しまして率直な感想を聞きたいわけではありますが、一つは戦後の農家や農村地域を生産、販売、金融、共済保険、医療などで支えてきたのはJAの総合農協活動であると思いますけれども、農協の役割をどのように評価し、今後どのように連携を図っていくのかお聞きしたいと思います。農協の役割については26年6月の私の質問に対しましてこのように答弁されております。農協での役割は、中山間地域での生活に欠かせない大切な存在になっていると。多くの人の意見に耳を傾け時間をかけた実質的な検討が必要であるとして短期間で強行するべきではないということをおっしゃっております。そういう点では非常に見識のある考え方だだと思いますけれども、この点に関しましては今もそういう考え方でし

ようか。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 農協の役割は、地域に根差した戦後来の組織として十分機能している組織であり、地域住民にも影響のあるライフラインに直結する様なインフラの組織であると認識しております。今回の安倍首相の提唱する大改革は強い農業を作るということを表現して国政の場でも述べられております。この部分については農業のこれからを担っていく将来の農業後継者が、農業経営に希望を持っていけるような改革であると認識しておりますし、今後の国会での議論の推移を見守っていきたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） 農協が地域住民の中でしっかりと活動しているということであろうと思います。ガソリンスタンドや直売所、移動店舗などもそうでありますし、共済金融で皆さんの預貯金をしっかり守っていると、それから医療や介護などをやっているところもあります。そういうことで、ライフラインはしっかり提供しているんだといわれております。これは世界でも非常に高く評価されている協同組合であり、日本に見習うべきだといわれております。世界協同組合連盟というのがあるそうですけれども、ここで日本の総合農協をすごく評価しているということでもあります。なぜ私がこの問題について質問しているかということ、安倍首相の発言というのは非常に問題があるのではないかと私は思っております。この件については意見はあると思うのですが、2014年1月、スイスのダボスでの世界フォーラムで安倍首相が発言している記事が載っております。いかなる既得権益といえども、もその岩盤を打ち破る私のドリルの前では無傷ではいられないんだとこういうふうに言っているわけです。これはどういうことかと言いますと、今の農協、ライフラインをつぶすと言っているわけです。そして企業がもうけやすいそういう農業にしていくんだとことで、今国会での首相の発言の根拠がここにあるんだということが新聞などで報道されております。農業新聞ではその点をしっかりと報道しております。食糧を外国に依存し、アメリカの言うままに、農産物の輸入を自由化してきたのは歴代の自民党政権であります。農政にこそ最大の責任があるんだと、それは政府の責任ではないかと、農協の責任ではないんだということをはっきりと打ち出しているわけですね。農協の組合長会議では、こんどのTPPもそうですが農業改革に95%の人が反対していると。今日の新聞に北海道のJA中央会の通常総会が開かれて、

席上飛田会長さんという人の記事が写真入りで載っています。そこに浜中町の組合長が出ています。JAグループ北海道による農業改革、自行改革の内容が見えないと、新たな農業の担い手をどう育てるのかというふうに問いかけているんですね。他の組合長からいろいろ苦言が出されております。こういうふうに今の農業農協改革というのはおかしいよと。変だぞと。いう声が出ているんですけれども、この点どういうふうにとらえられているのでしょうか。感想をお聞かせいただきたい。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 私も今日の農業新聞での組合長の発言の内容などを見ておりました。今後の担い手対策について、当町もこれまでいろいろな支援対策を講じてまいりました。管内的にもそうでしょうけれども全道的にも全国的にもそうでしょうし、水田についてもそうでしょうけれども、特に酪農の担い手の部分については、これまでも色々な手を講じて来ましたが、新たな支援策や後継者づくり、それから継続してやってもらえるような仕組みづくり、こういったものがこれからも求められてくるというふうに認識しております。

○議長（波岡玄智君） 8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） 要するに安倍首相が言っている改革というのはどういうことを言っているのか見ていく必要があるんだと、何を目的にして農協農業改革をやろうとしているのかということをしかりと、みていく必要があるんでないかと思うんですけれども、この農業農協改革の目的といいますか、それはどういうふうに捉えられていますか。これが実行されたなら、農村地域はとなるとおさえられておりますか。TPPについては、私も質問をしてどのぐらいの影響があるかというのは数値が出されておりますけれども、今度の場合の農協改革というのは大変な問題を含んでいるのではないかと私は思うんですけれども、こういう点ではどういう地域に影響があると捉えられ、その改革の目論見は何だろうとおさえておられますか。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 新聞や報道で知り得ている範囲であります。今回の農協改革関連法案の地域における影響ということですが、情報によりますと今国会中、3月中に法案が作られるのではないかとといった情報はつかんでおりますが、具体的に本町にどのような影響をもたらすものかといった点については、推し量れないといった状況であります。いうまでもなく農協は地域を担ってきた組織でありますし正組合員、準組合員の

インフラとして重要であるというのは先ほども申しましたけれども、この改革が地域を守っていく施策になるのか、その改革を受けて地域としてどう対処していくかというところは、現段階では推移を見守っていく状況であると考えております。

○議長（波岡玄智君） 8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） どういう改革なのかいくつかの問題を提起したいと思います。全中の会長と政府との間で合意に達している部分がありますね。一つは、全中から指導監督監査権限を奪うために全中を事実上つぶしていくことが言われております。このことは、報道されていることですからご存知かと思います。もう一つは、全農、全国農業協同組合中央会を株式会社化する。そして独占禁止法適用除外から外すと、要するに共同購入できないようにするということです。それから、農協事業から黒字部分である金融共済事業を分離すると、株式会社化するということですね。そうすると適用除外から外れるわけですから、競争原理の中に組み込まれるということになるんです。3つ目には5年後に延期すると言っていた準組合員の農協利用制限を、5年後までに方向性を見出すとしたことから、全中の会長は政府の申し入れを受け入れたということなんですね。この3つが実現されれば地域がどうなってしまうかということは、想像できると思うんですがこの点どのように考えられておりますか。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 改革法案の中身は、只今議員ご指摘の3項目であるということとは承知しております。全中から監督監査権を分離し、外部監査にゆだねるということになりますと、監査にかかる費用の問題それから農協自体の経営に対する考えをどう反映させていくのかといった部分は、不透明になるのではないかとということで危惧している状況であります。いずれにしても、審議中でありますので2019年には改革が具現化されてくることであると考えておりますし、準組合員の取り扱いについても5年間の中でいろいろと調査をして方向性が決まってくるものであるということで、やはり経過を見守っていくしかない状況であります。

○議長（波岡玄智君） 8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） 監査権を奪うということはどういうことになるかという、全中は今までお金が入らない部分の営農指導と、業務監査というお金が入る部分と両方やっていたんですよ。それを今度は監査を1本化すると。両方するためには今までは、全中の認定が必要でした。この部分に公認会計士が入って指導していくということになる

んですが、どちらを選択するかは各農協に任されていたんです。そうしますとやはり費用のかからない方を選ぶことになるかも知れませんが、全中が今やっている指導と監査をできないように、一般の公認会計士に渡していくと。そうすれば全中のやる事がなくなってしまうということなんです。全中潰しなんです。各農協は全中によって押さえられているというふうに政府が思ってきたものだから、これを一気に潰すという考えなんです。これが実現すれば、農協の単協はバラバラになります。地域でスタンドだとか色々ありますけれどこれが利用できなくなるということです。準組合員も総勢1千万人ぐらいいるといわれております。北海道は8割が準組合員といわれております。ですから、北海道の農協は準組合員を頼りにしているんです。この人たちがいなければその地域で生きていけないんですよ。こういうことが起きるということは、想像できるのではないかと思うんですが、まずそういうことが起きたらどういうことになるかということなんです。これは何回も出されておりますがアメリカのUSTR通商代表部というのが1914年に外国貿易障壁報告書というのを日本の政府に出しているんです。内容は、米国政府は日本政府による規制枠組みが、開放的で競争的な保険市場を促進することを引き続き優先事項としているというふうに言っているんです。平たく言うと、米国の保険会社が日本国内でもっと契約をとれるようにして欲しい、ということをも日本政府に要求しているということです。要するに今農協が持っている共済部門と金融部門、これ三井住友、日本生命並みの規模の運用資金をもっているんです。JAバンクでは94兆円、JA共済では294兆円、これは組合員と準組合員が預けているお金の残り、運用金です。それが準組合員の数を減らせということになると、ここから撤退しなければならなくなり解約金が生じるわけです。その金額が120兆円になり、このお金を狙っているのが日本とアメリカの大手銀行、その類の投資家ということですが、これ良くある話なんです。どこかで聞いたことがあると思いますが、郵政民営化と同じなんです。そういう状況になるということなんです。そうすると、地方の状況は大変な状況になるのではないかと私は色々な新聞を読んでやっとなんて最近分りかけてきたんです。そのように私は捉えておりますが、農林課長にこのことに関する答弁は求めませんがこういうことなんだということをご理解していただきたいと思っております。

次の質問に移ります。全中をつぶすことは農協をつぶすことになるという考え方は、どういうことなんだろうということですが、今日本におけるTPP交渉の現状はどのようになっていると思えますか。現状をどのようにとらえられておりますか。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） TPPの現状ですが、年明けにも引き続き交渉が行われているということでもあります。農産物の重要5品目について、国会決議どおり守られるかどうか交渉の焦点になっていると、国会決議を順守することについては、各団体からも要請書なども提出されておりますが、先行き不透明な中で交渉が継続されている状況であると理解しております。

○議長（波岡玄智君） 8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） そのとおりだと思います。実際大変な状況になっているということです。内容を明らかにすることができないというルールがあるんですよ。アメリカのルールが。交渉の内容を絶対に暴露しない、それが約束なんだということです。だから内容はさっぱりわからないんですね。西川公也という農林大臣が首になりましてけれども、彼は、本来監督する立場で参加したんだけど、日本側の決議もあるんだけど、落としどころはここであるという落としどころまで提供した人間として今話題になっております。日本の農業を売り渡したのではないと言われるほど、批判を受けているんですが。一つは米なんです。アクセス米を5万トン増やすとする枠を広めたんです。こういうことが内密にやられている。もう一つは、アメリカの思惑通りには進んではいないんだということです。だから長引いているんです。それはどういうことかと言いますと、日本の大幅な譲歩もアメリカにとってみればまったく不満であるということなんです。まだ溝は大きいとアメリカは捉えているんです。だからずっと交渉が続いているんです。もう一つは、通商交渉の権限をアメリカの大統領に一任するとする約束ができていないんです。法案を提出していないんです。TPAという法律なんだそうですが、それがなければ交渉が成り立たないということなんです。これがやられないと妥結が困難であるということなんです。もう一つは、アメリカの次期大統領選挙が5月に迫っているということですね。上旬までに大筋合意ができるかという点で非常に危ぶまれているということで、国内の状況も消していい方向ではなく反対する農家が増えてきている状況である。TPPの妥結交渉で追い詰められているのは日本の安倍首相とアメリカ大統領だというような報道もされております。そういうことで見てくると、TPP妥結交渉は何としてもやめてもらわなければ困るということだと思いますけれども、その点はどのように考えておりますか。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） T P P 交渉の関係ですけれども、町長の町政執行方針にもありますが今後も関係機関・団体と連携しながら反対のスタンスで向っていくという考えであります。

○議長（波岡玄智君） 8 番竹内議員。

○8 番（竹内健児君） 追い詰めているのは、日本の農協の皆さんと消費者だと。この問題については、いろんな形で幅広い広がりが出てきていると。音更ではオール十勝で T P P 問題に反対して大集会もされているという状況です。秘密主義の異常な交渉ルール、それから市場原理一辺倒のアメリカ型のルールの押し付けに、各国が辟易しているというのが現状だということです。先ほども言いましたけれども、米国を含めた参加国民の反対運動が広がっているということが報じられております。分けても日本の国民、この党派を超えた国民世論が T P P を追い詰めているということに自信をもって、T P P 交渉には参加しないということができるようになるまで、戦うということが必要ではないかと言われております。こういうことに励まされながらも町のほうもしっかりとやっていただきたいと。私は、いまだに庁舎の前面に T P P 反対の横断幕が掲げられていないということが非常に残念でなりません。掲げればいいというものではないですが非常に残念です。是非 5 月の大統領選挙まで妥結できなければ交渉決裂ですから、まだ間に合いますので、何らかの手立てを講じていただきたいと思いますがその点いかがですか。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） T P P への反対は、関係団体と連携してやっていくということは先ほども申しましたが、改めて懸垂幕等々の対応は今のところ考えていないというのが現状でございますのでご理解板いただきたいと思ます

○議長（波岡玄智君） 8 番竹内議員。

○8 番（竹内健児君） 次の問題に入ります。8 月に発足した新たな根釧酪農構想検討委員会というのがあるんですが、検討されている根釧酪農ビジョンが始められているんですが、この目的方向性についてお知らせしていただきたいと思ます。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 根釧は全道の 3 分の 1 以上の生乳生産量を担っている地域であるということで、これらの今後 10 年先の在り方を数値目標も併せて策定しながら乳牛・装置などの酪農資源をフル活用してゆとりある生活と循環型の酪農生産の実現を目

指して、根釧各自治体の首長、J A組合長が一堂に会して協議を重ねこれらを達成するという趣旨で設置されたというのが目標になっております。根釧が一堂に会して色々な課題解決に向けた構想を示したものであるということでもあります。

○議長（波岡玄智君） 8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） ビジョンの柱を読みますと、自給飼料増産・品質向上を軸にした環境型酪農、家族経営の適正規模で十分な所得を生み出す所得確保が最優先であるとうたわれております。それから自給飼料の活用で所得を伸ばすということで、草地更新を現状3.8%から10%程度に伸ばしたいとしております。それから糞尿処理やバイオ発電の問題も併記しておりますし、TMRセンター、コントラクターといった受託組織を作って農家の負担を軽減すると、それから、IT、ロボットを活用して労働時間を短縮すると、6次産業化で所得を増やすと、こういうふうに言われております。そして最後に、農地の跡地を複数の法人であるいはJ A出資型の法人で賄うというふうな方策も考えられているということなんです、ここでもの考え方という視点に立って、根釧酪農の現状把握の仕方についてはほぼ私の考えと一致するのですが、方向性、どの様にしていかなければならないのかということになると、かなりの開きがあるように思っています。それは一つには、土壌の問題、家族経営の問題こういう問題も含めて根釧の酪農がうまく回転できるのかということなんです。それはどういうことかといいますと、こういうことをやっても労働時間は減らないと私は思うわけでありまして。労働時間を減らすには、まず規模を縮小することであると思うからです。そうすれば戸数は多くなるけれど生産量は賄えると、個人の収入としては若干減るかもしれない。今の農家で、低投入型をやっている人は減らないと思うけれど、大半の農家は減ると思います。しかしそれを乗り越えれば数も人も増えるわけですから。私はこの地域で人口を減らさないうまくやっていけるのではないかと、大型機械を入れて、草地更新をやって、金肥を使って、多投入型の酪農をやればこれは牛を牛舎から出さないで放牧どころではないということが目に見えているのではないかと私は思うのですが、これについてはどのように考えておられますか。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 釧根酪農ビジョンの目標の一つに、現在4%程度の草地更新を10年後には10%台に引き上げるんだというのがあります。これはとりもなおさず自給飼料を主体としたコスト削減型の経営というのが根底にあるもと考えております。

議員お説の家族経営の中には、経費を削減してやっていくというそういう形態もあろうかと思います。一方では、耕作放棄地にならないような方策として共同経営による法人化によって生産性を維持していくという考え方もありますし、また家族経営の中でも法人化して経営規模を拡大するという手法もあります。いずれの場合でも、根釧地域の生乳生産の維持向上につなげていくものだと認識しております。

○議長（波岡玄智君） 残り時間が5分を切っております。そろそろまとめてください。

8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） 色々な考え方があると思いますけれども、乳価が1キロ30円の農家の実現できております。ということで、それほど機械化大型化されなくても大丈夫だと考えております。

最後に、フランスの農業に学ぶということで提言したいと思うんですけども、フランスの農業は1960年大規模化が進みました。このままでいったらフランスの農業はダメになるということで、1970年農村の人口維持政策に転換したんです。若い人たちが離農後地に入ってくるという政策を取ったんです。山岳地域特別保証青年就農援助制度創設というのをやりました。現在のフランスの農業者で39歳以下は20%、日本は1.5%。60歳以上はフランスは19%、日本は66%、これだけの違いがあるんです。如何に農業政策が大切かというのはこのこと一つとってもわかるわけですね。ですから、ゴールなき規模拡大から離脱することが北海道の酪農にとっては大切なのではないかなということを最後に提言して、是非若い人たちが浜中町の、根釧の酪農に入っ てこられる様な施策を積み上げることであると私は思うんです。本田さんという酪農家がこういうことを書いた本を出しております。小さくてもちゃんとできるということで、興味ある方は是非読んでいただきたいと思います。 終わります。

○議長（波岡玄智君） この際、暫時休憩します。

(休憩 午後3時52分)

(再開 午後4時14分)

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次の通告者。

○議長（波岡玄智君） 9番加藤議員。

○9番（加藤弘二君） 通告に基づきまして質問いたします。

テーマは、本町の人口減に歯止めをかけ海岸漁業地域を活性化させるために、今とるべき必要な課題について質問いたします。平成元年と平成26年を比較して浜中町の昆布漁業者及び沖合漁業者の戸数はそれぞれどうなっておりますか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） お答えいたします。まず昆布漁業者でございますが、平成元年浜中527戸、散布165戸、合計692戸。平成26年は浜中327戸、散布135戸、合計462戸となっております。次に沖合漁業者、定置漁業等の沿岸漁業を除いた数でございますが、平成元年浜中20戸、散布5戸、合計25戸。平成26年は浜中12戸、散布4戸、合計16戸となっております。

○議長（波岡玄智君） 10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 次に最近5年間の後継者数は昆布漁業者数と沖合漁業者数でどうなっておりますか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） まず昆布漁業者の後継者でございますが、平成25年は4名。卒業後ただちに着業したのは1名、Uターン者が2名。平成24年は1名で卒業後ただちに着業、平成23年は1名で卒業後ただちに、平成22年は2名で卒業後ただちに、平成21年は1名で卒業後ただちに後継者となっております。沖合漁業者につきましては最近5ヶ年では後継者はありません。

○議長（波岡玄智君） 10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 昆布漁業者は26年で230人の減、沖合漁業者については9人の減という減り方になっております。最近の後継者の数が随分少ないというのが驚きです。昆布漁業者の数も毎年17～8戸ずつ減っているという状況ですね。この二つの数値を見て町長はどのように分析しますか。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 昆布漁業者、沖合漁業者含めて大変大きな数値だというふうに受け止めております。

○議長（波岡玄智君） 10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 今日の質問は、漁業後継者の人口減に歯止めをかけ今とるべき必要な課題は何かということにふさわしい数字が出てきました。この数字を見て本当に驚いております。これに歯止めをかけるには、毎年何名の後継者を作らなければなら

ないんだということに発展していく数字だと思います。浜中町の基幹産業は、農業と漁業であると。歴代の町長も自分たちの町のことをこのように言ってきましたし、今回の町長の施政方針演説でもきちんと言っています。基幹産業のことでは、ずっと言われてきたことです。今回このような数字が表れているのも今始まったことではなくて、10年ほど前からどんどん減って行って後継者どうなるんだと、対策はどうするんだと、ということをやってきましたがなぜ行政がその対策を打ち出せなかったのかと、そのことが私は不満であります。例えを出して悪いのですが、今回出された庁舎の移転問題、防災機能を備えた庁舎建設ということで過去の色々なデータを背負いながら自分たちの体験したことを検討しながら、あれだけの計画を作ってきたというのは日本一だといったことがあったかと思えます。しかし、こと人口をどう増やすのか、産業をどうやって作っていくのかという点ではなかなか具体的な策が出て来ません。これはなぜ策が出てこなかったのでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） なぜ出てこなかったのかというご質問ですが、まず、昆布漁業におきましては通年操業ができないということが大きな課題であります。そういったことから経営の安定化についてもなかなか覚束ないところがある。ということで、町においては、雑草駆除に力を入れ資源の維持に力を注いでまいりました。遅きに失するということかもしれませんが町としてはそういったことで手立てをしております。十分とは言えませんが、できる部分で対応してきたと考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 昆布漁業の面で、どんどん後を継ぐ人が少なくなってきたというのは、様々な要因があったと思います。流氷がこなくなって雑草が繁茂し昆布資源が減ってきたという時もありましたし、昆布採り漁師が多くて9月中旬過ぎから海の中の昆布をとりつくして、1年間を30日間で暮らせるそういう状態がなくなったと。そういうときには、誰かやめて昆布漁師が少なくなればいいんだよなんていう声が浜にも出ておりました。私思うんですけど、昆布漁業をやっている漁師の考え方に、自分たちのやっている昆布漁に自信が持てなくなったというか、見通しが経たなくなったというそういう所から始まったように思うんです。私が教員をやっていた時に自分の子供にはあと継ぎをさせられないって、サラリーマンにするから勉強させるんだという親もおりましたが、私から見ればあなた方が採っている釧路昆布というのは、長昆布、厚葉昆

布、猫足昆布は食べておいしいし天然昆布日本一というブランドのもので、これは非常に価値のあるものだから息子には昆布漁師を続けさせてほしいって、親御さんに言いました。それは解るんだけど、とっても苦しくてこのままでは息子に跡継ぎはさせられないということで、釧路の学校に通わせるようになりました。そういう方向になってから、自分の子供を船に乗せている家庭が少なくなりました。朝昆布取りをして帰ってきてもいい時代もあったんですけども、勉強させる家庭が多くなって昆布取りあきらめたって、俺のところは勉強させて都会に出すんだって、そういう家がどんどん増えて来まして今はそんなふうになってしまいました。そういう時に漁協や町が、漁業で生活が成り立つんだというデータなり手法なりを示して説得をするということがなくなったところに、私は漁業者自身の漁業への諦めが蔓延したために後継者がいなくなったというふうに思いますがいかがですか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） お答えします。昆布漁業については、通年操業ができないということで安定した収入、また同程度の収入を得るということであればサラリーマンでも可能であるという考え方もできますし、年間通しての操業ということであれば昆布漁以外の権利もありますが、希望する人すべてに与えられるという性質のものではないなど課題もあります。こんなところが要因であろうと考えております。

○議長（波岡玄智君） 10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） そう意味では、町としても認めざるを得なかった部分もあるのかなというのは理解できます。親たちの中には、子供には子供の生き方があるんだという親御さんもおります。なかなか民主的な親だとは思いますが、このような考え方が自分の子供を漁業の跡継ぎにしようとするのを放棄するようなことになったのではないかと思うんです。しかしその子供たちの親たちはどうであったかといえば、昆布漁には多くの時間的な余裕があって、休みの日には油子釣りやタラ釣りなどもやって自然と海での暮らしが好きになっていって、学校卒業したら漁師の道を選ぶようになる、こういうことが繰り返されてきたんだと思います。私が赴任してきた当時の子供たちは、そういう親達を見て自然と昆布取りの跡継ぎになったものです。昆布の水揚げがはかばかしくないときには、違う道に進ませようかということになり、釧路の高校に通わせるということで、殆ど船に乗せるということはありませんでした。そういう時代がずっと続いておりましたが、最近戻ってくる子供たちがあちこちに見られます。故郷回帰という

のでしょうか。都会に職を求めて子ども達ですが出ていきました。また、地元でも就職先を求めて漁家を出ていきました。そういう子どもたちが故郷回帰ということで10年ほど前から少しずつ戻ってきておりましたが、町ではこのようなことを認識しておりますか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） 漁業者の子弟達がここ数年かなり都会からUターンしてきているということは、漁協からの情報提供で認識しておりました。

○議長（波岡玄智君） 10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 漁業協同組合を通じて知っているということですが、漁業協同組合の知らない部分でもかなりの子供たちがUターンしてきております。どういう状況かといいますと、漁業が大変だということで家から出て行って、学校を卒業し、就職はしたものの入った会社が大変な会社であった。その会社を辞めて職を転々として、一度都会に出てきたからには何とか頑張らねばならないということで頑張るのですが、頑張りきれなくて精神的な病に侵されまして、隣近所に解らないようにこっそり帰ってくるという青年もかなりいるわけです。それを私が知るというのは偶然のことなんですが、皆さんの隣近所にもおられるんじゃないかと思えます。職場の人間関係に耐え切れなくなってあるいは都会での生活に耐えられなくなって帰ってくるとか、みんなが知らない状況の中で、ドンドンと行っていいほどたくさん帰ってきているということで、総数はなかなかつかめないような状況であります。

海の中の様子ですが、最盛期のころと現在を比較すると海の中の昆布の量が相当違うように思うのですが現状はどうなっておりますか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） 昆布の量であります。確かに昭和の時代には、一家に漁船2隻まで認められた時代がありましたしそれでも採りきれない状況もあったかと思えます。現状は、温暖化の影響等々ありまして雑草が繁茂していることもございます。このようなことから、漁場を自らの手で作らなければならないということで、3～4年のサイクルで雑海藻駆除事業を行い、やっと現状を維持しているという状況であります。

○議長（波岡玄智君） 10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 昆布取り船2隻でも採りきれないぐらいの量が有った時代もあったんですが、最近は流氷との関係もあって雑草との戦いで大変な思いをしましたが、

この10年の間に計画的に雑草駆除もやってここ3～4年では資源量も回復してきたと思います。若い人の就業人口も少なくなっていることもあって、7月10日から始まった昆布漁が10月中まで採っても採りきれないという状況があります。10月15日ごろでも出漁すればしっかり取ってくるという状況で5万円、10万円の収入になるということもありまして。これが終わってから若者たちの拾い昆布漁が始まります。海の荒れた翌日なんかは、1か所に30人・50人の若者・奥さんたちが集まって昆布拾いをやって、ひと朝で2万円もの収入になりそれが3日も続くということであれば大変いいことです。それが12月の後半まで続くということで、そういう意味で現在は、その気になれば昆布では相当の収入になるという状況であります。

また、養殖事業もありましてウニの完全養殖ですね。他にホッキ、アサリ、エビなど昆布以外の漁ができる状態になっております。町や漁業協同組合でも漁業者に新しい漁業権を付与するということがあるようですが、養殖事業についての両組合の実態はどのようなになっておりますか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） 養殖事業の関係ですが、浜中漁協につきましては今年度新たにカキ養殖を10人始める予定であると聞いておりますし、散布漁協でも平成28年にはウニ養殖を18人増やす予定であると聞いております。

○議長（波岡玄智君） 10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 新たにウニやカキの養殖人数を増やすということなのですが、この新しい漁業権をどういう家庭に付与するという方向になっておりますか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） まず知事許可に関しましては漁協の範疇ではないので、共同漁業権に関してお答えします。現在の漁業権付与の状況は、過去の水揚げ実績あるいは昆布の出荷状況を勘案して与えられている状況であります。町といたしましては、これらの条件に加えまして後継者がいる場合には配慮していただくということで要請しているところであります。

○議長（波岡玄智君） 10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 今、水産課長から答弁がありましたように、養殖事業については過去の昆布出荷の実績そういうものを勘案して与えると、これは大事なことだと思いますしそれから後継者にも配慮するような方向になっているということです。散布漁

業協同組合も同じような方向だと思います。

そんなふうには海の中は雑草対策が功を奏しているし、養殖事業も増える状況になっている。そういうことからすれば、昆布後継者が減っていくことに歯止めをかけると思いますが、そうすると現状維持ということということですよ。毎年10数戸が減っていくわけですから、目標は毎年15～6人の後継者を探してこななければならないということになりますね。私は、町と両漁協が協力して毎年後継者の目標を10人に定めて、5年間に50人ということになりますがそういう数字を示して取り組んだらいいかと思います。後継者を迎えるに当たっては、着業者にメリットがなければならぬわけですしまた、そういうことを求めてくると思います。先の補正予算で鹿部の漁業研修所に行くのに2月に試験があって、合格すればいけるということでしたが研修期間は何か月でしたか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） 試験の関係ですが、年前から試験が始まりまして2月には面接試験がありそこで合否の判定があります。

研修期間は、5月の連休明けから11月上旬まででその間1か月ほど自宅研修がありまして、土日を除く110日程度が研修日程ということであります。

○議長（波岡玄智君） 10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 補正予算では、50万円かかる研修場の経費の7割35万円を町が助成します。自分の家にいれば6月上旬から10月中旬まで昆布の仕事ができます。そうすると数十万円から100数十万円ぐらいは初任者でも採れるという状況を置いて鹿部に行くんだから、1日5,000円で100数十日分、60万円近くのお金を研修費として与えるということで、研修場に行けば漁師としての勉強もできるし全道に友達もできるしいいことだと思います。これらのことは、漁業に就くという大きな条件になると思います。

私の過去の質問で、漁業研修場にはいかないでどこかで船の免許を取るんだという若者がおりました。自分は、会社に勤めていたんだけども中学校の時に昆布取りに行ったこともないという人間が出てきて、いざ昆布取りに行くといっても1年目は取れない、そういうUターンしてきた若者に対して町から毎月5万円の助成があるということであれば、気が楽になってやってくる若者もいるんじゃないかなと思います。

先ほども言いましたが、都会での暮らしは全てではないけど人間の暮らしとは言えな

い状況です。大変な労働条件の中で働いております。今、浜中町ではUターンしてきて漁業の跡継ぎをした人に助成制度があるから、帰ってきて昆布取りやらないかって。そういう呼びかけをすると、父さんも母さんもよく言ってくれた。そんなふうと言われると帰りやすくなったわ、とかね。そんなことがあれば、精神的におかしくなる前に帰ってこられると思うんです。そういう救いの手を故郷から差し伸べてやるというのが、親としての気持ちじゃないかと思うんです。そういった条件も出しながら、1年間に散布漁協と浜中漁協で10人の若者を迎え入れる。1か月5万円程度の研修費あるいは生活費を補助するという案について如何でしょうか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） まず、10人という人数につきましては、全体の着業戸数との関係からその数が妥当かどうかは疑問が残ります。後段のUターン者の関係について、具体的にはまだ決まっておりませんが、地域活性化地域住民等緊急支援交付金を活用して支援していきたいと考えておりました、今後の総合戦略を策定する段階で産業団体の十分意見をとりいれながら検討していきたいと考えているところであります。

○議長（波岡玄智君） 10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 安部首相の国会答弁を見ていると、戦略という言葉がすごく多いんです。戦略というのは戦争の時に使う言葉なんですよ。私はこういう格調の高い場で戦争用語は使ってほしくないと思うんです。戦略という言葉調べてみたら、本丸を陥れるために縦横無尽から攻めるということなんです。そういう言葉でなくて、総合政策とか課題政策だとか今まで使っていた言葉を復活させて、私の答弁の時だけでもそういう言葉を使っていたらいいと思います。

そういういい条件を町民に示してください。みんな何を見るかということ、町の広報を配布する組織ありますよね。時々役場の臨時職員募集とか、あれみんなよく読んでいるんですよ。漁業後継者にこういう条件があります。漁業研修場で研修する制度とか、Uターンして昆布漁師になったら月々5万円支給とか、そういうチラシを出したら10人じゃきかないぐらいの応募があると思うんですが、私はそういう前向きなというか太っ腹な政策があってもいいと思うんです。でも今言った5万円というのは期限が決まっているんですよ。いかがですか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） 町としては、5万円を支給する制度の具体的な内容について

ては決めておりません。現在考えているのは、漁業者だけではなく農業者、商工業者それらも含めて考えていきたいなと思っておりますし、金額や期限については現段階では未定であります。

○議長（波岡玄智君） 10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 拍手を送りたいような答弁です。これはすごいです。漁業者だけではなくて農業者、商工業者の戻ってくる人たちにも出すことを検討しているということで。まだ5万円と決まっているわけではないということですが、この補助制度を持続させるには協同組合との連携というのも大切なことだと思います。漁業協同組合で帰ってきた後継者に5万円ずつ出すという政策は、漁業者収入を向上させるうえでとてもいい案だと思います。

○議長（波岡玄智君） 本日の会議時間は、議事の都合上あらかじめこれを延長します。

○9番（加藤弘二君） 浜中漁協や散布漁協でそういうことができるかといいますと、今の状態ではそういうことはできません。なぜできないかというと、海から上がったものの全量出荷で漁業協同組合の収入を大幅に上げます。昆布取りが始まる前は漁師にお金は全くありません。棹前昆布や盛昆布の始まる前には、生活費はしっかり出してやるというようなそういった政策が必要です。その代り全量出荷を確実に実行してもらおうということです。収入が1千万円超えたら消費税がかかるとか、どうやって収入を抑えるとかそんなことを言っているような漁師は本当の漁師じゃないと思うんですよね。消費税が否だったら、消費税反対の政党を支持すればいいんですよ。消費税というのは生産者をダメにします。消費税を気にしないで生産をどんどんあげるのは楽しいですよ。それが一番いいことです。そういうことで生産量をどんどんあげさせて、全量出荷して豊かな漁業協同組合を作るということであれば、若者に対する助成金も出てくるし組合の経営もよくなると思います。何か事を始めるときは、今までの悪いところを改めて不転の決意でやるべきだと思うんです。是非、漁業者だけでなく、農業者や商工業者の後継者にもそういう助成金が来るような経営者を励ますようなそういう施策をとっていただいて、漁業後継者が二桁になるようなそういう取り組みを町長はじめ皆さんが力を尽くしてやっていただきたいと思います。

長昆布、厚葉昆布、猫足昆布などの釧路昆布は食べて本当においしい昆布です。これをブランド品にして販売し、何とかこの昆布で町おこしをして景気の回復を図ってほしいと思います。

若者たちの福利厚生について少し質問します。乳幼児医療費助成を高校卒業の3月まで延長するような施策を実行できるように頑張してほしいと思います。現在浜中町は、出生から中学校卒業の3月末まで医療費が無料で大変喜ばれております。中学校を卒業して浜中町から転出する子供たちが、虫歯を全部直してから行くということがありまして父兄から大変喜ばれております。中学校までの完全医療費無料化は、元々鶴居村がやっていたんですが数年前から管内各町村も浜中町に続けということで、どの町村でも中学校卒業までということで追い越される可能性も出てきております。高校卒業まで無料化にしようとする市町村が出てきております。それはどこの市町村かわかりますか。何市町村あるかわかるでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） 乳幼児医療の助成について、高校卒業までの状況についてお答えします。浜中町では、平成22年10月から中学校卒業までの医療費の無料化を実施しておりまして、釧根では、浜中町と鶴居村が中学校卒業までの無料化を実施しております。

高校卒業までの無料化につきましては、平成26年4月1日現在の情報ですが北海道全体では16町村が実施しております。この内入院、通院全て無料化が11町村です。この中には、償還払いの町村も含まれますが、保険証、受給者証を提示するだけで窓口での支払いが一切生じない町村は6町村です。また、26年8月から大学卒業までの無料化を検討している町村もあるということです。

○議長（波岡玄智君） 10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 是非実現してほしいと思うのですが、浜中町の場合1年間でいくらあればその費用は賄えるという試算は出ておりますか。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） 平成25年度の数値で、乳幼児医療全体の助成金額が20,972千円でこの内無料化と中学生までの拡大助成金額は1,352万8,000円となっております。高校生までの金額は、中学生の金額とそれほど変わりがないと考えられます。平成25年4月の状況ですが、中学生は1,285件で310万6,000円が助成金額ですのでこの額が新たな助成額ということになります。高校生まで無料化した場合の総額は約1,600万円ということになります。

○議長（波岡玄智君） 10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 今述べられた数値で理解しました。良いところはどんどん伸ばしていくというのが、健康にもつながるといことで是非、町サイドで頑張っていただいてうちのまちでは、高校を卒業する3月末までは無料で医療機関を受診できるということで、他の町に自慢できるような町になっていただきたいと思います。

あと、結婚祝い金や出産祝い金や保育料の軽減策やリフォーム等については、27年度予算の中にも出てくる項目ですので、そこで質問したいと思います。

次に質問したいのは、複数の婚活職員配置で親元に入ってきた後継者の支援をすることですね。個人的に結婚の機会を設けようと思っても、なかなかうまくいかないものです。それで、これは漁業だけではなく浜も山も併せて恒常的に婚活の機会を設けるような、取り組みをしていただきたいと思うのですが可能ですか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） 7番議員の質問の中にもありましたが、新たな交付金制度を活用するための計画を作る段階で検討していきたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 町長に決意のほどを述べてもらいたいのですが、後継者問題これは漁業者だけではなく農業者、商工業者も含めて、人口が減少していく中で何とか歯止めをかけるにはやはり青年の力が必要だと思います。このことに関する町長の決意を伺いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 花嫁、花婿も含めた後継者、それから担い手の問題であります。これが町にとりまして一番きつい課題であります。例えば、酪農に関して言えばそのことは既に取り組みしております。十分とは言い切れませんが、取り組まれていてもそれほど顕著な効果が表れないのが実態でありますし長年やってもこのような状態です。そういう意味からすると、まず、親御さんもしっかり子供に結婚してもらおうんだということで行動しなければならぬものだと思います。漁協などの産業団体もしっかりやらなければだめだと思います。これにたいして、行政がしっかりと支援していくことあります。3つの産業全体で、本人、親御さんと産業団体がしっかりと取り組んで、行政もしっかり支援していく、これが全てであります。この部分をしっかりと計画策定に盛り込むことも含めて取り組んでまいります。

◎延会の議決

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎延会の決議

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会します。

（延会 午後5時17分）

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議長

議員

議員